

令和4年6月16日

令和4年第2回奥多摩町議会定例会会議録

令和4年6月10日 開会

令和4年6月16日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和4年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年6月16日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	新島 和貴君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

# 令和4年第2回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和4年6月16日(木)

午前10時00分 開議

会 期 令和4年6月10日～6月16日(7日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(11名)  1 澤本 幹男議員 2 石田 芳英議員 3 原島 幸次議員 4 小山 辰美議員 5 相田恵美子議員 6 木村 圭議員 7 伊藤 英人議員 8 小峰 陽一議員 9 森田 紀子議員 10 宮野 亨議員 11 大澤由香里議員	—
3	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決 定
4	—	議員派遣について	決 定
5	—	町長あいさつ	—

(午後4時24分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は、11 名であります。

これより通告順に行います。

はじめに、7 番、澤本幹男議員。

〔7 番 澤本 幹男君 登壇〕

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。おはようございます。

それでは、2 点ほどお伺いをさせていただきます。

まず 1 点目でございます。小学校の生徒数、特に、氷川小学校の全生徒数 54 名の現状でございます。

今年の 4 月 13 日に議員と教育委員会との情報交換会が開かれました。そこで、今年 4 月 1 日の氷川小学校 54 名に強い衝撃を受けました。古里小学校については、生徒数 93 名と倍に近い生徒数となっております。

奥多摩町では高齢化が進み、65 歳以上の高齢化率 51%となっており、そのため第 5 期長期総合計画に基づき、少子高齢化対策を最重点課題として各種事業を推進してきました。その努力もあり、計画よりは多い人口となっておりますが、奥多摩町の将来を担う子どもたちの減少は、地域のお祭り開催や伝統行事等の継承が出来なくなり、地域全体の活力がなくなってしまいます。

国や都の複式学級の基準を踏まえ、教育委員会で設置する小学校の在り方についての検討会は、小学校 1 学年から 5 学年の平均が 9 人を下回った場合、設置することとしています。現状ではまだ平均 9 人を下回ってはおりませんが、この問題は早期に対策を検討すべきであり、奥多摩町にとって大きな問題です。

氷川地区と教育委員会の問題でなく、教育委員会に任せることなく、町として氷川小学校全生徒数 54 名の現状をどう受け止め、これからどのような対策・対応をしていくのか、お伺いいたします。

2 点目でございます。OKUTAMA+との契約は違反ではないか。

昨年 12 月の議会一般質問において OKUTAMA+についての一般質問をさせていただきました。ご答弁の中で、平成 28 年 7 月に町と締結した旧古里中学校校舎等賃貸契約書の

契約で「等」の文言が入っているため、事業形態は日本語学校に限定されない解釈となる  
とご回答を頂きました。

しかし、町から公表されております令和3年度分監査結果を見ますと、旧古里中学校プ  
ール排水設備等交換工事 38万5,000円が行われ、OKUTAMA+からのキャンプ関連設  
備として活用したいとの意向があったので、町がこの工事を行ったとあります。

旧古里中学校のプールは、校庭や体育館と同様に、町民のためのものであり、なぜ契約  
相手でもないOKUTAMA+からの依頼でプール排水設備等交換工事を行ったんでしょ  
うか。(株)JELLYFISHとの契約では、校舎のみだと思えます。

契約では、転貸借に関する覚書を適用することとされていますが、転貸借に関す  
る覚書には、キャンプ場等の記載はなく、また、火気厳禁の項目がありますが、BBQや  
サウナで火を使用させているのは、この覚書に違反していないか、見解を伺います。

町は、使用目的が追加された覚書を地域連絡協議会に説明がない、そして、保有財産の  
賃貸借契約に当たり、地方自治体が透明性のある事務手続を経ることなく、特定企業との  
契約内容を変更して、その目的外使用に当たる可能性があり、結果適切ではないと評価さ  
れております。

上記のことを踏まえて、株式会社JELLYFISH(OKUTAMA+)との転貸借  
に関する覚書は契約違反ではないか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長(高橋 邦男君) 師岡町長。

[町長 師岡 伸公君 登壇]

○町長(師岡 伸公君) 7番、澤本幹男議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、小学校の生徒数、特に氷川小学校の全校生徒数54名の現状についてお答えい  
たします。

当町の人口は、令和4年4月1日現在、4,827人と減少が続いており、高齢化率は51%  
を超えております。そのような中、第5期長期総合計画では、住民皆さんが生涯を健康で  
安心して暮らせるまちづくり、住みたい、住み続けたいを実現するために奥多摩創造プロ  
ジェクトを定め、総合的な定住対策と少子化対策を推進しております。

この長期総合計画の第3章「町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり」、第2  
節第2項の「新たな奥多摩教育の検討推進」の項目には、現況説明欄として、「過疎化や  
少子化の影響により、本町では年々児童・生徒が減少しており、古里小学校の児童数は、  
平成25年の88人から平成30年には56人に、同様に、氷川小学校は82人から57人と、  
両校合わせて約35%の減少が見込まれています」と記載されておりますが、実際には、平

成 30 年の 4 月の入学時には、古里小学校は推計値より 28 人増の 84 人、氷川小学校は 4 人増の 61 人と推計値と比較すると改善された数値となっており、古里・氷川小学校共推計値を上回る結果であり、これは、前計画である第 4 期長期総合計画から「奥多摩創造プロジェクト」を推進した結果であると考えております。

しかしながら、令和 4 年 4 月時点の児童数では、古里小学校は 93 人と増加している一方、氷川小学校は 54 人と減少傾向が続いております。特に、氷川小学校の児童数は、1 学年平均 9 人となり、6 学年中、4 学年が 1 桁となるなど、非常に厳しい状況となっております。

このようなことから、教育委員会では、長期総合計画で規定している新たな奥多摩教育の検討推進をするため、今後、「小学校の在り方検討委員会」を設置し、仮称「新たな奥多摩教育検討委員会」の委員構成や委員会の設置基準や現状のメリット、デメリットについて検討を行う予定でございます。

町の基本方針でございますが、小学校は、地域の文化であり、非常に重要な役割があると認識しておりますので、古里・氷川小学校を存続させることが町の最重要事項であり、決して統合ありきで検討するものではございません。

また、議員のご質問のとおり、私も氷川小学校の児童数が 54 人になったことは非常に危惧しており、このことは氷川地区や教育委員会だけの問題でなく、町全体の問題として捉えております。

このようなことから、この問題の対応に当たっては私が先頭に立ち、現在の第 5 期長期総合計画の「奥多摩創造プロジェクト」を更に加速するため、教育委員会だけでなく、全庁的に情報を共有し、職員が一丸となり、若者の定住対策を推進するための各種事業を実施してまいります。

特に、「結婚、出産から子育てまで切れ目のない福祉サービスの推進」、「奥多摩教育の充実」、「住みたいと思う方や住み続けたい方の住環境の整備」、「観光産業事業の推進による雇用の創出」などを図り、まち全体で奥多摩町の魅力を高めてまいりたいと考えております。

短期的な取組としては、空家を活用した定住対策、町営若者住宅等の整備、子ども・子育て支援推進事業等を今後も積極的に推進し、小学校を維持していくための年少人口の確保に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「OKUTAMA+との契約は違反ではないか」についてお答えいたします。

はじめに、旧古里中学校プール排水設備等交換工事を行った理由ですが、当該プールは町が管理している施設で、OKUTAMA+から将来的に活用したい旨の意向があったこ

とがきっかけではありますが、活用の有無に関わらず、衛生管理上、所有者の責任において工事を実施したもので、実際に町職員が現場確認をしたところ、プール内に貯まった汚水が排水出来ない状況であったため、必要な措置を講じたものでありますので、ご理解をお願いいたします。

なお、OKUTAMA+はブランド名であり、経営母体は、旧校舎を活用している賃貸借契約の相手方である株式会社JELLYFISHとなります。

次に、契約関係についてですが、平成28年7月に町と株式会社JELLYFISHとで、旧古里中学校校舎等賃貸借契約を締結しております。また、転貸借に関する覚書につきましては、平成29年10月に締結を行い、同年10月に日本語学校が開校しております。

その後、3期生まで学生を迎え入れましたが、出入国在留管理庁における海外からの外国人留学生の受入れにつきまして基準が厳しくなり、令和2年3月をもちまして一旦学生の募集を停止することとなり、やむを得ず日本語学校を休校することとなりました。

株式会社JELLYFISHにおきましては、国の政策判断を考慮しながら、学校再開への糸口がないか検討すると共に、地域の活性化に寄与するために事業を継続するための工夫もしなければならぬ中、ワーケーションを始めとする事業展開や旅館業の許可取得等、各種の方策をOKUTAMA+のブランド名で行ってまいりました。しかし、その後は、新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、大変厳しい状況が続いております。

ご質問にございます地区連絡協議会につきましては、開校までの会議体であったため、平成29年9月の会議をもって終了しており、同年10月の覚書締結についてはお知らせしておりませんが、その内容自体は、学生をITエンジニアとして育成するために必要なIT企業やサテライトオフィスの受入れ、そして、イベントの運営などを目的としており、奥多摩日本語学校で日本語を学ぶと同時に、ITスキルを身につけ、卒業後、IT企業等に就職する目的で学生を募集し、日本語教育とIT技術者育成の2本立てのカリキュラムで推進していくことは、これまでもお伝えしてまいりました。

しかし、その後の出入国在留管理庁の方針転換の影響や、現在も続くコロナ禍等、他律的な要因が重なり、厳しい状況の中で事業を続けております。

そういった中でも、株式会社JELLYFISHといたしましては、住民をOKUTAMA+に招いて活動内容を知っていただき、理解を深める努力もしておりますが、議員からはご心配を頂き、また、覚書の内容についてご指摘を頂きました。

現在、町では株式会社JELLYFISHに対し、ご指摘を頂いたキャンプ場関連設備や火気厳禁の事項について確認を行うと共に、運営体制等の改善について指導を行って

る状況ですが、覚書の内容と実態がそぐわない部分も散見されますので、引き続き、専門家のご指導も頂きながら、株式会社 J E L L Y F I S H と協議を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋 邦男君） 澤本幹男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

まず生徒数の氷川小学校 54 名のことについてなんですが、先程ご答弁ありましたように、1 月 1 日付で老人ホームを除く人口が今年 4,170 で、古里地区の老人ホームを除く人口が 2,414 人、氷川地区が 1,876 人で、この時点で 538 人の差が出ているわけですね。小学校年少人口についても古里地区が 207 人で氷川地区が 135 人、72 人差がついていて、そういう意味で、たまたま古里地区において若者定住化の成果が出ていて、先程ご答弁にありましたように、84 人、61 名ということをご回答頂きましたけど、そういう意味では、うまくというか、計画の範囲なのかなと。そういう意味で、氷川地区においては、もう少し改めて危機感というか、そういうことを持ったほうがいいんじゃないかということで私は質問させていただいたんです。

なぜならば、もちろん古里地区も伝統もありますけど、氷川だって相当歴史も伝統もある地域でございますので、心配なのは郷土芸能の後継が出来なくなっちゃうということなんですよね。そういう意味で、せっかく伝統を、ましてコロナで 3 年も獅子舞が出来ないとか、いろんな行事が出来ないという、いろんな伝統が伝わっていかないんですよね。せっかく歴史と伝統ある奥多摩の良さというのが伝わっていかないし、結局子どもが大きくなったときに、楽しみが何かといたらお祭りのことだと思っんで、そういうことも含めて 54 名、確かに前回 52 より増えている、計画よりも増えたかもしれませんが、そういうことじゃなくて、全体的に本当に古里地区と同様な数字にするぐらいの気持ちを持ってやっていただきたいと思うんですよね。

お願い部分もあるかもしれませんが、本当に氷川地区の伝統ある機関がいろんな町の獅子舞とかも含めての行事のほうが出来なくなると非常に寂しいし、小河内の例もあるんで、鹿島踊りなんか地元の人はいないし、そういうことも含めて存続することも含めての根本的な見直しという意味で、もう少しぜひとも力を入れていくということを町長を筆頭にご回答頂きましたので、ぜひともそれはお願いをしたいと思います。

2 点目の OKUTAMA+ についてなんですが、12 月に私も一般質問をさせていただいたり、一応状況は分かっているんですけど、ただ、監査公表を見ますと、中学校のプールの排水交換工事を OKUTAMA+ の依頼からされたというのは、これはちょっと回答と

して、町民のための前提なら分かるんですけど、ご回答で将来を考えたといっても結果的にはOKUTAMA+がキャンプの何か、サウナはありませんが、汗流した後のシャワーで使いたいということらしくて、そういうのはちょっといかがなものかなと思ひまして、言われたからすぐ直すということももちろん、管轄もどこの管轄か、教育委員会だったら教育委員会は何やっているんだとなるわけですね。ですから、どこの担当か分かりませんが、そういうことで簡単にオーケーするのはいかがなものかなと思ひます。

問題は、BBQやサウナで火を使用させているのは、この覚書に違反していないかということの見解を私聞きたかったんであって、確認や指導や協議していくということでご答弁頂いたんですけど、弁護士に相談して、いや、これは契約違反ではないとか、そういうことのお返事を頂けるかと思ひたんですけど、協議や確認、指導していくんでは、私の質問としては違反じゃないですかということを知っているんであって、どうなんですかね。違反をしてなきやしないでいいんで。

12月も私言いましたけど、別にOKUTAMA+がどうこう悪いとか言っているわけじゃなくて、ねねんぼうなんかで桜ホテルズが撤退している中で、一生懸命奥多摩に残ろうと努力をされているわけですから、OKUTAMA+は協力していきななきやいけないと思ひています。

ただ、何か問題があったときに、結局仲介するのがどこかという役場しかないでしょう、何か問題あれば。そこを言っているんですよ。だったらトラブルが起こったらまずいから、その仲介にならないようなことをしてくれということで、この前も12月に言いましたけど、お互いに知っているうちはいいけど、時間が経つと、人が変わったりすると、事の所在が不明になるんですよ。そういう意味で、ぜひともそういうことを話はきちんとしたほうがいいんじゃないか、特に契約事はそうですね。

この前もOKUTAMA+の町の回覧に入りましたよね。古里中学校の登校日とか、一生懸命OKUTAMA+もやっていますよ、実際に。先日も川井の清掃があったときに、実は近くの神社の灯籠が壊れていまして、壊されていたんですよ。その前の日にOKUTAMA+に20人、30人の人たちが通ったんですよ、大勢、ワアワア。皆見えていますから。噂で、壊れたのは、それは原因がそうだとおわないし、やったとはおわないし、犯人は分かりませんが、疑いの目はいっちゃいますよね。かわいそうですね、OKUTAMA+がそうなるよ。

もちろんその犯人が別にOKUTAMA+かどうか分かりませんが、ただ、見ている人は、「人が大勢通ったよな」とかいう噂にはなるわけですね、人が集まると。そうすると、

OKUTAMA+のためにならないし、地元のプラスにもならないわけですから、だから、そういう意味で、地元も説明をすとか、契約事はしっかりすとか、そういうトラブルを未然に防ぐ。どこが仲介を取るというと役場が取るとしかないでしょう。弁護士にちゃんと聞いたんですか、こういう契約をちゃんとしっかりしているとか。そういうことをちゃんとしてくださいと言っている意味で、繰り返しますが、私は別にOKUTAMA+がどうこうじゃなくて、OKUTAMA+が頑張っているから応援したい部分もあるわけですよ。そういう意味で、誰が何かあったときの仲介を取るかという役場が取るとしかないでしょう。誰がその仲介を取って橋渡しをするんですかね。これ法律違反なんだ、違反していないとか、弁護士に聞いたら大丈夫だとか、そういう答えを私聞きたかったんだけど、それがいいんですけど、その1点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからの再質問についてお答えいたします。

OKUTAMA+の関係ということの再質問でございます。最初のご質問の中でも火の取扱いの部分ということでどうなのかというお話でございます。また、ご心配頂いている部分で、最終的にはトラブル発生の場合の仲介は役場になるということもあるので、契約事含めてしっかりやってほしいということでございます。それから、弁護士の部分ということで、契約内容がどうなのかということでお聞きされたという状況でございます。

OKUTAMA+については経営母体が株式会社JELLYFISHということで、これは何度かお伝えしてきたところでございます。先程の賃貸借契約の部分、こちらについては、いわゆる旧古里中の校舎の部分と、それから、教育施設を除いた部分、共用の部分も駐車場とか通路とかあるわけですが、それから、そういったところ含めて株式会社JELLYFISHで契約をしているということが1つあります。ちょっと最初のほうに戻っちゃうんですけど、プールの部分につきましては、これはプールという名前だけ聞くと教育関連施設なんですけど、今、スポコミ関係の施設の開放の条例の中にもそこは載っていません。テニスコートまでということなので、プールについては普通財産ということで、普通財産の部分、貸しているところは契約あるんですけども、普通財産の部分は、あくまで企画財政課のほうで、これは山とかもそうなんですけども、寄付だとか何かで使用目的がないようなところは全て企画財政課で担当しているという状況がありまして、今回の部分につきましては、確かにきっかけはOKUTAMA+から、将来的にということなんですけども、キャンプ関連設備で使う考えがちょっとあるんですけどという話があっ

たんで、うちとしては1回現場状況を見てこようということで、職員のほうが現地に行ったわけですけども、そこから先は先程答弁申し上げたとおりということですので、契約云々とかいうことではなくて、また、現状としては住民に使っていただくという状況ではないんですけれども、そこはやはり余り水が溢れてるような状況ですと、以前小河内もそうだったんですけど、蚊が湧いたりとかしたりしますので、ちょっとそういったところも排水設備が故障しているということも分かったので、管理者の責任ということで補修工事をさせていただいたということで、まずはご理解を頂きたいと思います。

本題のほうに入りますけれども、契約の部分でございます。弁護士のほうとも、ちょっとここへ来て、火の取扱いが目撃されたとか、そういう情報も頂いています。基本的にはたき火台の上でたき火をしていたというようなお話を頂いていまして、澤本議員からも12月の議会の一般質問の際にも火の粉が山に飛んでいって、もし火事になっても大変だというようなことも頂いていますので、その辺も確認をさせていただいて、当然、その都度株式会社JELLYFISHのほうにも必要な指導をしています。

現状、レンタルスペース含めて旅館業のほうも資格取得していますので、利用者の利用規則というんですかね、そういうものもホームページから見られるんですけども、あと利用約款なんかもありまして、そういった火の取扱いとかについては注意するように、お客さんのほうには注意を促しているという状況であります。

今回の場合も株式会社JELLYFISHのほうが提供したものではないというような話で、現在のところは聞いておりますので、お客さんのほうが使ったことが一つに問題という部分もあると思うんですね。ただ、澤本議員のほうからは、サウナのお話も頂いているということで、その確認もしたんですけども、これについてはまず消防署とか全てそういった保健所の関係も届出をして、許可ないし届出ということで利用に当たっては問題がないというのがまず1つございます。

例えばその火を使うというのがどこまでの範囲になるのかということも1つあると思うんです。というのは、従前も留学生が寄宿舎として使っていたときに、自炊をしていて、家庭科室を使って火を使っていたということもあるので、いわゆる使用者、株式会社JELLYFISH側が使っている範囲の中の部分であればいいのかとか、或いはさっきみたいに勝手に持ち込んでなのかちょっと分かんないですけど、たき火をしてしまったというところは駄目だとかいうところ、ちょっとその辺がまだはっきり詰め切れていないというのが実情でございます。そういったことで今後協議しながら、専門家の指導も頂きながらということを進めております。

現状においては、顧問弁護士のほうに聞いている中では、契約違反という言葉は伝わって来てはいません。ただ、やはりご指摘頂いている部分で、少し株式会社 J E L L Y F I S H の管理の部分とか、そういったところが広がっているというか、町のほうでも少し縛りをかけていかないとというようなお話を頂いておりますので、これは弁護士の先生からも頂いていることなんですけども、契約の部分ですと、司法の部分、民法の部分になるので、契約等は結んではいるんですけども、明らかに白黒というのが 1 回限りの何かのことでその判断がすぐにはつけられないというお話も頂いておりますので、そういった意味で、先程のようなお答えの中でははっきりしない部分ということも受け取られたかと思うんですけども、そういった経緯もございますので、今後、詰めていきまして、いずれにいたしましても澤本議員さんのほうもこういったコロナの状況の中でも続けてやっていただいているという部分もあります。

実際に、そういったお話も頂く中で、いわゆる財産収入という形ですけれども、あそこの利用している部分で年間 276 万円、毎年頂いている部分もあります。逆に、もともとと学校だったものを義務教育条例から外しましたんで、その関係で旧古里中を建てるときに文部科学省、国から補助金の 1 億円を受けているんですね。その財産処分の関係がありまして、まだいわゆる耐用年数といいますか、本当は、それが終わるまでは学校として使い続けなさいよ、その学校というのは、いわゆる小学校、中学校、義務教育ということで、ちゃんとしたそういう学校であって、それが今はそういう形ではないので、本来であればそこを返還しなきゃいけないとかいう部分もあるんですね。投じて 2,400 万ちょっとなんですけども、その部分もこういう形で使っていただくということで、その分を積立てて、その積み立てた部分を、今ある古里小、氷川小、奥多摩中学校に将来的に使うために積み立てれば、いわゆる返還しなくていいよという部分もありますので、そういったところも、ある意味では株式会社 J E L L Y F I S H が入っていることで、町の一般財源を使わないで、うまく回してもらっている部分もありますので、トータルで考えて、町に不利にならないようにというのは当然のことなんですけれども、お互いにとって、どういう形がいいのか、また、地域の方々にとってもどういう形がいいのかというところで今後も進めてまいりたいと思います。

ちょっとまとまりのない答弁で大変恐縮ではございますけれども、現状としては、そういう状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 細かな部分については、今、企画財政課長から説明あったとお

りなんです、ただ、町としてもやっぱり施設を使っただけということは大変有り難いことで、何とか頑張ってくれと言いたいです、やはり、最後、私申し上げましたように、実態とそぐわなく、迷惑を掛けている部分があれば、これはこれで絶対改善しなきゃいけない項目でありますので、ここは今回しっかりと私も現状を見た上で、やっぱり今後の運営を続けていただくかどうかまでも判断しなくてはいけない部分だと思います。

やはり、最終的には株式会社 J E L L Y F I S H がそのお客様も管理していかなくちゃいけない部分は当然ありますので、その辺のところも再度厳しく伝えて、今後の方向性を見つけていきたいというふうに思っていますので、ご理解を頂きたいと思います。

それから、もう一つ小学校の部分ですけど、本当に定住対策で入ってきたお子様が3歳、5歳、7歳というふうなご家庭も最近来ているんですけども、その状況を見ると、私、教育長と「ああ良かったな、小学校増えたな」というふうに言っている状況なんですけれども、そういう子たちがやはり来ることだけじゃなくて、来てどうやって奥多摩の教育を受けて、「ああ、氷川小が、奥中が」というその評価を頂かないと今後に繋がっていかないので、そういう口コミの評判を我々が実績で示すことによって、その存続というのは、若干時間かかりますけれども、将来的に存続するためにはそういう中身の部分を実際に通学した児童・生徒、そして、親御さんに評価をしてもらわないと、やはり減少傾向というのはなかなか止められないのではないかなというふうに思っています。

その意味で、朝学校に行ってから、うちに帰るまで、一貫して福祉・教育の中でどうやってその子どもを育てていくかということも今ちょっと考えておりますので、その辺りも含めて何とか、特に児童の増加に資する政策をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 邦男君） 澤本幹男議員、いかがですか。

○7番（澤本 幹男君） 再質問のご答弁ありがとうございました。

今、町長からのお話もありましたように、魅力ある教育をして、またその評判が良くなって、子どもたちがそういう意味で成長して行って、評判が良くなればいいんじゃないかというほうをお聞きしましたが、ぜひともいろんな意味でご努力されていますけど、ぜひとも本当に多くの子どもたちが奥多摩で育って良かったと思う学校作りをしていただきたいし、氷川地区の問題は、小学校の問題から話しましたが、結局、氷川地区全体、奥多摩町全体の問題ですから、今後ぜひとも本当に力を入れて行っていただきたいと思ひます。

2点目のOKUTAMA+については、再三言いますように、私はOKUTAMA+が

どこか悪いと言っているわけではなくて、OKUTAMA+一生懸命やっているのは事実なんで、先程の話で、30人も泊まりに来たと言いますけど、30人JR使って来てくれているわけですから、そういう意味で地元のためにはなっているわけなんで、それをどうこう言っているわけではなくて、先程言いましたように、弁護士さんと相談したと言いましたけど、結論、違反ということとは言っていない、違反でもないところで、私の質問に対しての違反ではないという回答ではないですよ、先程聞いたのは。要するに、相談をしたけれど、中途半端な感じになっているというふうに私は受けちゃったんですけど、トータルとして考えてもらいたい。それを考えての話に。ただ、何回も言いますけど、今はいいけど、人が分かんなくなっちゃったら、いろんな問題が起こったり、沢井のような火事が起こったら結局どうするんだと、70年後に。そのときに所在が、契約事がしっかりしていないと、裁判になったって町が負けるよということで私は申し上げているんで、そういう意味ではぜひもう一回見直していただいて、住民説明会するとか、そういう意味で、もう一回その弁護士とも相談して、正しい、若しくはいろんな意味で変わったら連絡を、もちろんOKUTAMA+、株式会社JELLYFISHと連絡を取りながら、こういうふうになっているからどうだということも含めて、株式会社JELLYFISH、OKUTAMA+が勝手にやったらいいんですけど、あくまで町の施設を使っているわけですから、今後ともOKUTAMA+、株式会社JELLYFISHがあそこで事業をやっていくためには、お互いにうまくコミュニケーションと契約事はしっかりやっていく必要があるということと述べているんで、ぜひともそういうことは弁護士も含めてきちっとやることをやっておいて、沢井のような山火事になって大騒ぎとなったり、いろんな事件起こったり、たまに救急車なんかも行っていますよ。何事かなと思ってOKUTAMA+に行ったりということもあるんで、そういう意味で、地域とも非常に関わってきますから、そういう関わり合いを知らない地区の人は分かりませんが、関わる地域はいろんなところを考えるし、12月も言ったかもしれませんが、夜、何か欲しくて、夜11時ぐらいにセブンイレブンへ買物に行ったりをするわけですよ。やっぱり何だろうなと思うし、静かな所に住んでいる人から見れば。そういう意味で、ぜひともお互いにいろいろ話し合っとうまく進むように、先程言いましたように、誰が仲介するかという役場にしてもらえないわけですから、そういうところをよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 特に答弁はよろしいですか。

○7番（澤本 幹男君） はい、ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、7番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、9番、石田芳英議員。

〔9番 石田 芳英君 登壇〕

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

私からは、無電柱化の推進についてご質問させていただきます。

平成23年12月町議会一般質問で、駅前通り等の電柱地中化について質問いたしました。当時、河村町長は、歩道の拡幅が絶対条件のため、長期的な計画で対応せざるを得ないとのご回答でした。当時から約10年ばかりが経ち、条件などは大きく変わり、実現可能性は高まっております。

東京都は、防災や景観の観点から、重点政策として無電柱化を推し進め、安心・安全なまちづくりを進展させ、また、実施する自治体への補助金等も手厚くなっております。例えば東京都の令和4年度予算を見ますと、建設局の区市町村無電柱化補助として約14億円が計上されています。そして、無電柱化チャレンジ支援事業制度を設け、補助対象について、①現道で無電柱化事業の推進実績がない区市町村、②原則、歩道幅員が2.5m未満または歩道がない区間があるなど、地上機器を設置することが困難な路線、③チャレンジの認定を受けた場合、事業完了まで事業費を補助するとあります。

財政支援以外でも技術支援として低コスト化に向けた取組等の情報提供、職員向けの研修会実施なども行っています。

以上を踏まえ、以下お尋ねいたします。

町における無電柱化の推進について町長のご所見をお伺いいたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、石田芳英議員の一般質問、無電柱化の推進についてにお答えをいたします。

議員からは、平成23年第4回町議会定例会におきまして、町道である奥多摩駅前通り、都道である長畑通り、そして、国道である南氷川通りについて、当時整備を進めておりました公共下水道工事に合わせて東京都や東京電力、或いはNTTといった関係機関と連携して、電柱の地中化による美化の実現が必要ではとの一般質問を頂きました。

その際、当時の河村町長から、電柱の地中化に当たっては、歩道の幅員が狭く、基準を

満たせないこと、関係機関との協議に時間を要すること及び予算確保が困難であることなどから、長期的な計画で対応せざるを得ないとの答弁をさせていただきました。

それから10年ほど経過した中で、改めてご質問を頂きました。議員のご質問にもございますように、現在、東京都建設局においては、区市町村道への無電柱化事業の支援強化を図っておりますが、この背景には、区市町村の無電柱化が進んでいない現状と課題がございます。

区市町村道は、都内の道路延長の約9割を占めておりますが、その多くは歩道が狭い、または歩道がない道路であり、一般的に電柱の地中化には歩道の幅員が2.5m以上必要とされる中、基準を満たせず、電線類の収容や地上機器の設置が困難であるなどの技術的な課題がございます。

次に、無電柱化事業では、地下空間に新たな電線共同溝を埋設する必要がありますが、既に埋設されている水道管などの埋設物の移設と電力・通信の供給工事等に段階的に取り組む必要があります。同時に、地上機器の設置場所を含め、沿道の方々の理解と合意を得るための調整など、一般的に道路延長約400mの区間で無電柱化を実現するためには、約7年を要すると言われております。

また、電線共同溝の整備には、国土交通省の試算によりますと、延長1km当たり5億3,000万円という多額の費用を要し、このうち道路管理者負担額は3億5,000万円、電線管理者負担額が1億8,000万円という負担額となっており、このことも無電柱化が進まない要因の1つと言われております。こういった中で、東京都では区市町村道での取組に対して財政面と技術面の支援を始めております。

議員から説明のありました区市町村道における無電柱化チャレンジ支援事業につきましては、歩道幅員等基準を満たさない場合や無電柱化事業の整備実績がない区市町村の路線が対象であり、なおかつ事業実施に当たっては、技術検討会の設置、公共用地等への地上機器設置の検討及び低コスト手法等の技術検討を行うこと、そして、令和5年度末までに事業認定されることが要件とされています。

このチャレンジ支援事業では、計画の策定から基礎調査、予備設計、詳細設計までは東京都の100%補助であり、占用物件の移設補償及び本体構築等の整備費用につきましては国が55%、都が45%の補助率で、基本的には区市町村の財政負担が発生しないスキームとなっており、財政面から見た場合には非常に魅力的であります。

ただし、チャレンジという言葉のとおり、本来であれば幅員基準を満たさない条件の中、どのように無電柱化を行うかといえば、通常、地上機器を歩道に設置すべきところを公園

などの公共施設や民有地などの道路外敷地を活用することを前提にした整備や、地上機器の設置場所が確保出来なければ柱状式機器という電線こそないものの、変圧器等を収めた箱が取り付けられた柱を建てること、或いは裏配線と言われる表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する方式、また、軒下配線と言われる建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式等が整備手法としてあるようです。

奥多摩駅前通りの町道につきましては、かつて都道であったものが東京都から移管されたもので、歩道幅員が1.6mから2.1mであり、チャレンジ支援事業の要件に当てはまるものと考えられます。

しかし、只今ご説明いたしました整備手法が活用出来るのかといえ、奥多摩駅前から交差点に向かう建物や通路等の状況を見る中で極めて困難ではないかと考えます。また、仮に無電柱化が出来た場合に、街路灯などの照明設備をどうするのかという問題も発生してまいります。

町といたしましては、景観の向上など、無電柱化によるメリットがあることは理解しておりますが、町の地形上、実現化には現在も多くのハードルが存在しているものと考えられます。

○議長（高橋 邦男君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

今のお話、財政的にはほぼ町は負担がなく、国や東京都から補助金が出るということで、残るは手法面というような話で、手法面でハードルがあるので、出来ないというご答弁でしたけれども、こういう機会というのはなかなかなくて、小池東京都知事もこういうことを、スマートシティということで、安全・安心なまちづくりを推進するというので、積極的にやってくださいというような話でございますので、物事をやるのは困難はつきまわって、壁があろうかと思うんですけど、ぜひチャレンジしていただいて、奥多摩町はまだ実績がございませんので、実績を作るということも良いのかな。目的としては景観とか、安全面とかでございませけれども、無電柱化のメリットとしては、1点として景観が良くなる、2点目としては停電が減る、3点目としては地震に強い、4点目としては防犯上の利点がある、5点目としてはバリアフリー化が進む、6点目としては交通事故が減らせるなどのメリットが多くございます。また、デメリットとしましては、今、町長からご説明がありましたように、建設コストが高い、工期が長い、歩道にスペースを取られてしまう、工事期間中はちょっとご不便をかける。また、標識看板の設置が限られるなどのデメリットがございませけれども、建設コストが高いという点や工期が長い。建設コストにつきま

して今おっしゃられましたようにゼロで、国や東京都の補助金で奥多摩町の財源負担はゼロということで、令和5年度までにチャレンジすればそれはゼロということですので、結果はどうあれ、チャレンジする意義は非常に高いと思いますので、ぜひチャレンジをしていただいて、駄目もとでチャレンジをするという、その姿勢が非常に大事だと思いますので、奥多摩に限らず、殆どの市町村ではこれは実施して、奥多摩町だけやっていないので、ぜひチャレンジをして、そうすれば、さっきも申しましたように、景観上や防犯上、或いは防災上も利点が大きくございますので、ぜひチャレンジだけでもお願いしたいと思います。質問にはなっていない、もしこれについて何かありましたら、再質問をお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9番、石田議員さんからの再質問の部分ということでお答えを申し上げます。

この無電柱化の部分でございますけれども、チャレンジする姿勢が大事ということで頂いたところでございます。実際、町のほうも東京都の建設局さんのほうからもこういったメニューがありますよということは、道路の関係ということなんですけれども、環境整備課のほうにお話は来ているところでございます。

ただ、やはり先程町長からのご答弁でも申し上げたところでございますけれども、実際にチャレンジをするだけであっても、そこにいろいろ低コスト手法であるとか、いろんな協議会の設置を含めて、かなりマンパワーであるとか、そういった時間も必要というふうになんてちょっと捉えているところでございます。現状、町の事業も日常的に道路整備関係、町道、林道、それから朱道といったところもそうですし、環境整備課が抱える部分も非常に限られた人数の中で、また災害が発生すればその都度その復旧に当たらなければいけない、日常的なパトロールということも含めて、非常に多くの路線を管理している中では、大変魅力的ではあるんですけれども、事業の優先順位の部分からすると、ちょっと厳しいかなというところが実情でございます。

5年度末までということでございますけれども、なかなか実施に向けてというところのご回答が今ここでは即座には出来ないという状況でございます。またちょっと状況が改善したらということも含めて、内部検討をしてみたいと思いますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 石田芳英議員、よろしいですか。

○9番（石田 芳英君） 今のご回答ありましたように、マンパワーの面とか、いろいろ大変だとは思いますが、ぜひ検討するだけでも、その内容とか、また、新たに実施

可能な手法も見つかる部分も、全く最初から何もしなければ何もないし、ちょっと検討すれば突破口というのが見出せる可能性もございますので、ぜひ検討をお願い申し上げまして、私からの一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、9番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時10分から再開いたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、原島幸次議員。

〔12番 原島 幸次君 登壇〕

○12番（原島 幸次君） 12番、原島でございます。

私のほうは、在宅医療・介護連携推進事業について質問させていただきます。

第5期長期総合計画の中で、健康で長生き出来る施策を行っておりますが、現在、65歳以上の高齢化率が当町においては51.2%、令和4年5月1日現在でございます。となっておりますが、今後、高齢者が増加する中で、医療と介護の両方を必要とする状況の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供出来るよう、連携体制の構築を推進する必要があります。

在宅医療・介護連携推進事業の取組は、次の8項目からなっております。（ア）地域の医療・介護サービス資源の把握、（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、（ウ）在宅医療・介護連携支援センターの運営、（エ）在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援、（オ）在宅医療・介護関係者の研修、（カ）24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築、（キ）地域住民への普及啓発、（ク）2次医療圏内・関係市区町村の連携等となっております。これらの取組は、市区町村が医療・介護の関係機関、関係団体等と協力して実施することになっております。

この事業は、平成30年4月から全ての市区町村が主体となり、在宅医療・介護連携推進事業を円滑に出来るように求めています。

そこで、当町の現状についてお伺いいたします。

1、奥多摩町の在宅医療・介護連携推進事業の現状について。

2、国が示した市町村の取り組む事業をどのように実施しているのか。

3、町と医師会及び介護事業者との連携の現状と今後について。

4、在宅医療・介護連携に関して同一の2次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等の広域連携についてお伺いさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 12番、原島幸次議員の一般質問、在宅医療・介護連携推進事業についてにお答えいたします。

まず1点目の奥多摩町の在宅医療・介護連携推進事業の現状についてですが、国は、介護保険法を平成26年に改正し、平成27年度から市町村が行う事業として、地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業を位置づけ、その後、令和2年に更に改正を行い、令和3年度からの在宅医療・介護連携推進事業に関する見直しを行ったことから、当町におきましては、その内容を踏まえ、令和3年3月に奥多摩町地域高齢者支援計画（第8期介護保険事業計画）を改訂したところであります。

具体的には、本計画の基本目標の1つであります「高齢者が安心して暮らせる地域づくり」における施策の方向性「在宅高齢者福祉サービスの充実」の中の事業で、「保健・医療・福祉の連携」、そして、「在宅医療・介護連携の推進」を掲げ、地域ケア会議等を活用し、住民、福祉団体、事業者、医療機関、行政機関等が連携を取り、地域包括ケアシステムの構築に取り組み、入院医療から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養の継続のため、専門の相談窓口を設置、地域包括支援センターを中心として支援体制の充実を図っております。

次に、2点目の国が示した市町村の取り組む事業をどのように実施しているかについてですが、まず、（ア）地域の医療・介護の資源の把握及び（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討については、町の介護支援専門員（ケアマネジャー）連絡会や介護事業者連絡会を通じて地域資源を把握すると共に、課題の抽出と対応策についても協議する一方、奥多摩町ケアセンター会議においては、町の保健、医療、福祉に関する基本方針、重要施策等を審議し、組織相互間の総合調整並びに情報伝達を行うこととしております。

次に、（ウ）は、国通知では切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進と

記載されておりますが、当町においては、奥多摩町を核とし、その他の医療機関・高齢者施設との連携を強化しながら、在宅医療・地域医療体制の確立を図ると共に、介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で介護サービスが受けられるよう、町内の介護施設の整備・改修の支援や地域密着型サービスの充実を図っております。

次の（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援、（オ）は、国通知では在宅医療・介護関係者に関する相談支援及び（カ）は、国通知では医療・介護関係者の研修と記載されておりますが、当町においては、西多摩地域8市町村で組織する西多摩地域広域行政圏協議会の生活部会・介護保険分科会で検討の上、実施をしております地域包括ケアシステム連携事業における医療・介護関係者研修会等を開催しているほか、西多摩地域の8市町村の医療・介護の地域資源、各種事業者情報を網羅した在宅医療・介護ハンドブックを発行しております。

次の（キ）地域住民への普及啓発についても、西多摩地域広域行政圏協議会において8市町村共催で毎年度講演会を開催しており、（ク）は、国通知では在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携も含め、会議や研修、講演会等の事業を通じて2次医療圏である西多摩地域8市町村が連携を図っております。

次に、3点目の町と医師会及び介護事業者との連携の現状と今後についてですが、1点目のご質問の際にお答えしましたケアセンター会議をはじめ、各種事業者との連絡会等を通じて連携を図るほか、奥多摩町の地域医療協議会、地域保健福祉計画検討協議会及び介護保険運営協議会での審議において引き続き町医師会及び介護事業者からのご提言を頂き、町の施策に反映してまいります。

一方、国は、令和6年度までに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を全国全ての市区町村に求めており、当町においてもその審議を通じて町医師会及び介護事業者との連携を更に図ってまいります。

次に、4点目の在宅医療・介護連携に関して、同一の2次医療圏内である市区町村や隣接する市区町村等の広域連携についてですが、2点目のご質問の際にお答えしました西多摩地域広域行政圏協議会における会議、研修、講演会等を通じて連携を図っておりますが、この2年間、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止若しくはオンライン開催の状況であり、対面でなければ得られない情報や事業者間の連携もあることから、今年度は感染予防を図りながら対面で実開催が出来るよう、検討を重ねている状況であります。

議員ご質問のとおり、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、町といたしましても住まい・医療・

介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化に向けて高齢者が安心して暮らせる地域づくり、高齢者の生きがいがづくり、適切な介護サービスの確保につつまして引き続き計画的に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋 邦男君） 原島幸次議員、再質問はありますか。どうぞ。

○12 番（原島 幸次君） 当町においては、今後、更に高齢化が進み、それに伴い、体調の思わしくない方が増加する見込みでございます。今後とも在宅医療・介護連携事業の積極的な推進の取組をお願いしたいと思います。

それに併せて、若者定住化対策と一緒に両輪で行けば町の発展に繋がるのかなと思います。ぜひよろしくをお願いします。答弁は結構です。

これで、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、12 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、4 番、小山辰美議員。

〔4 番 小山 辰美君 登壇〕

○4 番（小山 辰美君） 4 番、小山です。

私からは、2 点ほど質問させていただきます。

1 点目、奥多摩スポーツフェスティバル開催について。

平成 28 年 10 月、約半世紀にわたり隔年で開催されていた町民体育祭が幕を閉じ、それに代わり、平成 30 年 6 月、町民の健康増進と町民相互の交流を図ることを目的に、第 1 回奥多摩スポーツフェスティバルが開催されました。当日は、延べ 700 名の町民が参加され、スポーツ体験や健康づくり体験、また、文化芸能の発表・展示、昔懐かしい遊び体験など、盛り沢山のメニューが用意され、参加された小さな子どもたちから高齢者まで、皆さん楽しいひとときを過ごされました。

しかし、2 年後に残念ながら新型コロナウイルスの感染拡大が始まり、中止となりました。そして、今年の秋には第 2 回奥多摩スポーツフェスティバルの開催が予定されておりますが、新型コロナウイルスの感染が収まったわけではなく、開催出来るか心配です。

ただ、この 2 年半の間、新型コロナウイルスの感染拡大のため、町内においても多くの行事が中止となり、町民皆様は、とても寂しい思いをされているのではないのでしょうか。いろいろな行事の中止は、人の繋がりが希薄になると共に、町全体の元気さの低下をも招きかねません。ウイズコロナにおける行事の在り方を考え、開催に向けて検討してほしい

と願っております。

質問です。ウイズコロナにおける開催について、町はどのように取り組む考えか伺います。

2点目です。コロナウイルス感染予防対策と経済活性について。

コロナウイルス感染が始まり2年半が経過しました。いまだに収束に至っておりません。国、東京都においてもコロナ感染対策、経済対策を実施しておりますが、低調さみです。

この大型連休前に、国では規制緩和を実施、経済は活性化しました。旅行者が増加し、人出も以前の7割程度復活したとの報道がありました。事業者にとってはうれしい事でしたが、この連休が終わった途端、コロナ感染が増加しているようです。

現在は、感染力の強いオミクロン株、BA1、BA2が主流で、更に強力な感染力があるBA4、BA5が確認されております。今後、全国的に感染拡大すると思われませんが、第6波の感染が終わらないまま第7波の感染拡大が始まりそうです。

この2年、夏の観光シーズン前には、町としてコロナウイルス感染予防対策を実施したと思いますが、今年は更に経済の活性化もコロナ感染予防も取り入れた対策が出来るのか検討してほしいと考えます。

質問です。夏の観光シーズンまでにコロナウイルス感染予防対策と経済活性対策が出来るのか伺います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、小山辰美議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の奥多摩スポーツフェスティバル開催につきましては、教育委員会所管となりますので、後程教育長から答弁をさせていただきます。

2点目のコロナウイルス感染予防対策と経済活性についてですが、東京都は、新規感染者数は減少傾向にあるものの、引き続き警戒が必要であるとのモニタリング項目の分析を受け、リバウンド警戒期間は5月22日をもって終了しましたが、23日以降についても基本的な感染防止対策の徹底を継続するとし、併せて医療提供体制の確保とワクチン接種の促進を行うものとしております。

町といたしましても東京都の方針を受け、基本的な感染防止対策の徹底、周知を行うと共に、4回目のワクチン接種に向けて町医師会をはじめ、関係機関皆様のご協力のもと準備を進めてまいります。

ご質問の「夏の観光シーズンまでにコロナウイルス感染予防対策と経済活性化対策が出来るか伺います」についてですが、まず、感染予防対策については、「こまめな換気」、「3密の回避」、「会話の際や混雑する場所でのマスクの着用」、「手洗い、消毒」などの基本的な感染防止対策の徹底を町民皆様だけでなく、町を訪れる観光客の皆様にも周知すると共に協力をお願いし、感染しない、感染させない取り組みを継続してまいります。

なお、8月13日に開催を予定しておりました奥多摩納涼花火大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、また、十分な感染予防対策を講じることが難しいことから、苦渋の決断ではございますが、花火大会実行委員会の決定を受け、中止と判断させていただいたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、経済活性化対策については、町では令和2年度、令和3年度と国や東京都のコロナ関連の臨時交付金等を活用し、地域応援券交付事業、事業継続応援金給付事業、観光協会への支援事業などの経済対策を実施いたしました。本年度は、現時点で夏の観光シーズンに向けた町独自の経済対策の予定はございませんが、コロナ禍における昨今の原油価格や物価の高騰等により、住民をはじめ、町内事業者皆様にあっては依然として厳しい環境が続いております。

東京都では、都民の都内旅行に1泊5,000円を補助する観光支援事業「もっとTOKYO」を今月10日から試行的に再開しており、今後の国や東京都の各種支援策などの動向にも注視しつつ、また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、適切な時期に必要な経済対策が講じられるよう検討してまいります。

○議長（高橋 邦男君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 4番、小山辰美議員の一般質問、奥多摩スポーツフェスティバル開催についてにお答えいたします。

奥多摩スポーツフェスティバルは、町民体育祭に代わる新たな事業として、平成30年度からスタートをいたしました。この事業は、住民皆さんの健康増進と住民同士の交流を図ることを目的として隔年で開催をするものです。しかしながら、議員ご質問のとおり、前回の令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により中止といたしました。

そのようなことを踏まえ、今年3月9日に第2回奥多摩スポーツフェスティバル実行委員会を開催をし、教育委員会の基本的な考え方として、今年度は新型コロナウイルス感染症対策を行った上で開催をしたいと説明を行い、委員皆様のご意見を伺いました。その中

で、委員皆様からは、「各種イベントや事業が中止となり、住民同士が交流する機会が減少しているので、今回は実施をしてほしいが、新型コロナウイルス感染症も心配である」との声が大多数でありました。また、「実施したいが、大会規約で定められている実施の時期である6月の第1日曜日、または第2日曜日では時期早尚ではないか」とのご発言があり、協議した結果、本年は10月16日の日曜日に開催することを決定いたしました。

教育委員会の方針としては、国や東京都も大規模な各種イベント、プロ野球やJリーグなどの開催を認めていることから、国や東京都のガイドラインに沿った形での開催を考えており、町独自の判断による事業の中止は考えておらず、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、事業を推進してまいりたいと考えております。

なお、事業の内容については、今後、第2回実行委員会などで決定し、住民皆さんにお知らせをしてまいりたいと考えております。

奥多摩スポーツフェスティバルは、子どもから高齢者まで多くの町民が一堂に会し、スポーツを通じて住民同士の交流と健康増進を図ることを目的に実施するものですので、教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じて万全の態勢で実施したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 小山辰美議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） 質問の中の1、2の質問もコロナウイルス感染症が原因だと思います。しかしながら、現在は感染症は低い水準で進んでおりますが、予断が許されません。また、今年度、各種イベント等も中止ではなく、縮小開催も増えてきております。これも感染症に対して一人一人の努力だと私は感じております。

さて、質問ですが、1点します。感染予防対策と経済活性化についてのほうでございます。昨日、岸田首相は、通常国会の閉会を受けて記者会見を行いました。その中の一部で、ウクライナ情勢に伴うエネルギー問題や物価高について、また、感染症対策では首相のリーダーシップのもと、一元的に対策を行うということも言っております。2団体を統一して、疾病対策センターを設立する等発言をしております。また、経済面では都道府県が実施する住民向け旅行割対策については、地域観光をより一層強力に支援すると述べました。

町としてはこの発言に対して今後どのようにしていくのか、考えるのか。教えてください。伺います。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4番、小山辰美議員の再質問にお答えいたします。

昨日の岸田総理大臣の会見の中での県民割を7月の前半に全国拡大していくというよう

な方針も示されているところでございます。

そんな中で町としてどうしていくのかというふうなご質問だと思いますが、既にご承知のとおり、東京都におきましては、「もっとTOKYO」キャンペーンということで、先程町長の答弁にもございましたが、今月 10 日から再開をしている状況でございます。それを受けた後に、岸田総理から県民割全国拡大というような状況が入ってきております。

まだ昨日の発言というところで詳しい情報は入っておりませんので、町としてどう対応していくかというところは現状、具体的なことはお示し出来ませんが、「もっとTOKYO」につきまして報道等にもありますとおり、発売開始から 30 分で完売してしまったというような情報もございます。町の中でもはとのす荘のほうには確認はしたところなんですが、12 時から販売を始めて、枠が 50 人という非常に少ない枠でありましたので、30 分で完売してしまったというような報告も受けております。

県民割につきましても全国拡大という中で、全国に拡大されるということは、やはり北海道、沖縄、人気のところに、観光地のほうにお客さんが流れていくということが想像されます。そんな中で町といたしましても夏の観光シーズンに向けて、町のほうに観光客が来ていただけるように、観光協会と連携をさせていただきながら対策を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を頂ければと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 小山辰美議員、いかがですか。どうぞ。

○4 番（小山 辰美君） 質問ではありません。昨日の会見から、国から、或いは東京都から具体的な対策が出来てきたら、町での強力に実施を考えていただきたい、そう思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、4 番、小山辰美議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席及び中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、3 番、相田恵美子議員。

〔3 番 相田恵美子君 登壇〕

○3 番（相田恵美子君） 3 番、相田です。よろしく願いいたします。

私からは、2 件ご質問させていただきます。

まず 1 件目です。ブックスタート事業について。

ブックスタートとは、0 歳児健診等の際に絵本を開く楽しい体験と絵本をセットにして贈る自治体の事業であります。もともとはイギリスで始まった活動ですが、日本では 2000 年に子ども読書年推進会議からの要請を受けた杉並区で試験実施され、翌年の 2001 年から

は全国12の自治体で開始されました。

奥多摩町第2期子ども・子育て支援事業計画の第4章にもブックスタート事業が明記されております。自治体によって取組方は様々ですが、奥多摩町においては、所管は教育委員会の社会教育係であり、活動としては図書館に幼児向けコーナーを設けているということでした。しかし、それだけでは本来のブックスタート事業に合致するものとは言えません。

子ども家庭支援センターきこりんでは、親子を対象にした「絵本といっしょ」が定期的に職員により開催され、住民の方からも大変好評を得ております。

絵本は読んでくれる人の声や表情が子どもの情緒を安定させ、親子の愛着形成にも繋がります。子育てを豊かにする力があります。町の2つある図書館は、来館者を楽しませてくれる工夫が様々にされ、ライブラリー通信の作成にも図書館活動の意欲が感じられます。ブックスタート事業としての内容の実質化を図ることは可能であると思います。

移住されてきた住民の方から、若いママさんからですね。以前住んでいた自治体ではブックスタートの取組が大変活発であり、感銘を受け、奥多摩のブックスタート事業にも期待をされております。

子ども・子育て支援事業計画の理念は、「まちぐるみで育てよう たくましい親子」と謳っており、奥多摩町で育つ全ての子どもたちに本とのすてきな出会いをしてほしいと思います。今後のブックスタート事業の展開をお聞かせください。

2件目です。小学校の今後の在り方について。

先程、澤本議員からの一般質問にもありましたが、本年4月に町教育委員会と町議会議員との情報交換会が行われ、教育委員会から小学校の在り方検討会の設置基準についてのご説明がありました。

人口減少に並行して児童・生徒の減少も顕著であり、現在、町に2校ある小学校の在り方について検討する時期などの詳細な基準が示されました。

今年度、町立小・中学校3校の新入学生は、小学校20名、中学校18名、全体で38名であり、そのうちIターン、Uターン世帯の児童・生徒は32名ということで、率にすると、何と全体の約84%になります。特に、氷川小学校の新入学生は、8名全員がIターン、Uターン世帯であり、これまでの町の少子化対策、定住化対策の推進事業が功を奏した結果だと思われます。

しかしながら、このままの推移で行けば、将来的には2校ある小学校が厳しい状況になることが推測されます。教育委員会としては、統合ありきではなく、統合しない環境を構

築するために、若者定住推進課や福祉保健課と連携をして定住人口を増加する施策を推進していく方向であるというご説明でありました。

8年前の中学校統合の際、保護者への説明が不十分の部分もあり、住民との間に摩擦が生じた事態も踏まえ、慎重に検討していくことが重要であると思います。

今回は、小学校のPTA総会でも同様な説明がされたようですが、参加された保護者の方からは様々なご意見を伺っております。

そこで、以下3点ご質問させていただきます。

1、「小学校の在り方についての検討会」について住民への情報発信はどのようにされますか。

2、検討委員の一般公募についてお考えはありますか。

3、平成28年6月議会において大澤議員から、山村留学の検討についての一般質問があり、「町としては教育施策、少子化対策、定住化対策に重点を置き、ニーズの把握や山村留学制度を導入の自治体の状況も見聞しながら分析の必要性を考える」との前河村町長のご答弁でありました。学校存続のための選択肢の1つとして山村留学の導入も考えられますが、現在の町の山村留学に対するお考えをお聞かせください。

以上2件であります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、相田恵美子議員の一般質問にお答えいたします。

なお、2点目の質問、小学校の今後の在り方についてにつきましては、教育委員会の所管となりますので、後程教育長から答弁をさせていただきます。

はじめに、1点目の「ブックスタート事業について」ですが、議員のご質問にもございますように、現在、当町における「ブックスタート事業」は、令和2年3月策定の奥多摩町第2期子ども・子育て支援事業計画における施策、「家庭や地域の教育力の向上」の主要事業の1つであり、絵本の読み聞かせ等を通じて親子の触れ合いを深め、幼い頃から本に親しむ環境作りを行うと共に、図書館にブックスタートコーナーを設け、利用出来る本の収集と情報提供を行うとしております。

同計画は、5か年を計画期間としており、現在は、令和2年度から6年度までの計画ですが、その前身は、平成17年3月に策定した「奥多摩町次世代育成支援行動計画」であり、その最初の計画において「家庭や地域の教育力の向上」の中で、平成17年度から21年度までの間の新規事業として「ブックスタート事業」が掲げられております。

以降、5年ごとに改訂を行い、現在の計画名称となりました平成27年3月の策定時にも「ブックスタート事業」は継続事業に位置づけており、計画上は、教育課を所管としておりますが、本事業は、福祉保健課と教育課が連携し、事業の推進を図るものであります。

具体的には、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に町の保健師が訪問する「こんにちは赤ちゃん」訪問後、地域の民生・児童委員が家庭訪問をする際に絵本のプレゼントを実施していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、この2年間、民生・児童委員の訪問は控えざるを得ない状況でありました。

今年度に入り、国、都の感染対策を受けた町の対応を踏まえ、福祉保健課の各種事業も再開・継続を図っておりますが、この民生・児童委員の訪問も再開するに当たり、保健福祉センターで実施する3・4か月健康診査の際に、民生・児童委員と乳児と保護者の顔合わせの場を設けることとし、その際に絵本のプレゼントも行うこととしました。その他、子ども家庭支援センター「きこりん」において毎月実施しております「絵本といっしょ」を通じて親子で絵本に触れ合っていただく機会を設けております。

一方、教育課においては、平成17年4月からスタートした第4期長期総合計画の中、幼児教育の支援の項目、2、「学習機会の拡充」の事業として、乳幼児と保護者が絵本を介して向き合い、「あたたかく楽しい言葉のひとつとき」を持つ活動を始めました。この事業の本質は、絵本を配ることだけでなく、幼い頃から絵本に触れることで、子どもたちの想像力が育まれ、情緒が豊かになるなど、たくさんの良い影響があることと言われておりますので、町内の図書館において絵本に触れる機会を確保するため、絵本コーナーを設置すると共に、絵本を貸出し、ご家庭で読み聞かせいただけるよう引き続き魅力的な絵本の蔵書の充実を図ってまいります。

議員ご提言のとおり、あらためてブックスタート事業の重要性を再認識し、現在の取組を充実させると共に、福祉保健課と教育課が連携してこの事業を推進してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 邦男君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。  
教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 3番、相田恵美子議員の2つ目の一般質問、「小学校の今後の在り方について」にお答えいたします。

はじめに、「小学校の在り方についての検討会についての住民への情報発信はどのようにされますか」のご質問ですが、検討会の設置については、町広報及びホームページでお

知らせし、検討会で協議した内容については、町ホームページでお知らせすると共に、町立図書館に閲覧用の会議要旨を設置する予定でございます。

次に、2点目の「検討委員の一般公募についてのお考えはありますか」のご質問ですが、本年4月13日に開催をいたしました教育委員会と町議会議員情報交換会でもご説明をいたしましたように、「小学校の在り方検討会」は、具体的に統合の話や統合しないための施策について検討をする機関ではなく、統合する、しないなどの具体的な検討を行う、仮称でございますが、「新たな奥多摩教育検討委員会」の委員構成や委員会の設置基準などを検討すると共に、当事者や関係者から見た現状のメリット・デメリットなどを協議する委員会でございますので、一般公募の考えはございません。

ただし、具体的な検討を行う仮称「新たな奥多摩教育検討委員会」に、委員として一般公募委員を採用するという案が「在り方検討会」において決定された場合は、一般公募委員が入ることも想定をされます。

次に、3点目、現在の「町の山村留学に対するお考えをお聞かせください」ですが、7番、澤本幹男議員の一般質問でも町長からお答えいたしました。町の基本方針としては、小学校2校を存続するために、定住対策事業として空き家を活用した事業や町営若者住宅などの整備を行い、年少人口の確保を図ってまいります。

年少人口確保のために山村留学制度を導入する場合、一般的には、義務教育期間の児童・生徒が対象となり、そのための住居を用意する必要があります。山村留学として受け入れる場合は、小・中学生が対象となることから、親子で受け入れる家族方式が当町では可能と思われませんが、現在、町が所有する町営若者住宅などは定住対策用に活用しており、入居率もほぼ100%であること。空き家についても多くの定住希望者から問合せがあることから、山村留学用に住居を整備することは現状では考えておりませんが、山村留学は有効な方法と考えられますので、将来的に町営若者住宅などの入居率が低くなる場合や小学校の児童数が複式学級規模になる場合、または仮称「新たな奥多摩教育検討委員会」で、山村留学を積極的に推進することが望ましいとのご意見が出た場合、公益法人やNPO法人、地域住民組織が山村留学について積極的に運営をしたいという申し出などがあれば、山村留学について検討いたしますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 再質問をさせていただきます。

まずブックスタートについてなんですけれども、本来のブックスタートというのは、子どもたちが地域で大切にされて、親たちの子育てを応援しているよというメッセージを伝

えるための本来のそういう意味もあり、赤ちゃんの健やかな成長を目的として行われることと思います。

実は、私自身、この一般質問させていただくまでブックスタート事業が奥多摩にあるとは恥ずかしながら知りませんでした。友人が長年の図書館活動をしておりまして、友人のところの自治体でブックスタート事業をするに当たって、かなり運動したり、活動したり、署名をしたりしたという経緯を聞いておりますので、ブックスタートを事業化するに当たっての町の当初の思いとか、目的が分かれば教えていただきたいと思います。

よろしいですか、続けて。図書館、母子保健、先程ご答弁にありました、子育て支援といった関連する専門分野の横の連携が必要とされております。町のほうでもその実施をするということでしたが、この5年間で出生数は平均15名ということであるならば、コロナ禍でも取り組めたんではないかなというふうに思いますけど、そこら辺はどういうふうにお考えだったのでしょうかというところです。

2件目の山村留学について再質問させていただきます。この一般質問するに当たって、丹波山村さん、小菅村さんにお話を伺いに伺いました。丹波山村さんは、平成4年から開始され、30年ですね。現在は、小・中学校合わせて24名のうち16名が山村留学での児童・生徒ということで、小菅村さんは、平成26年から開始され、これまでに27世帯、51名の児童・生徒を受け入れてきた実績があり、現在は45名中25名が山村留学であるということでした。小菅村さんも丹波山村さんも山村留学の児童・生徒なしでは、学校存続が厳しいということでありましたけれども、奥多摩町と比べるのもいかなものかと思えますけども、やっぱり危機感がそこまでないのかな、我が町はそこまで危機感がないのかな、それはその2村と異なることなのかなというふうに率直な感想を抱きました。

山村留学は、住宅の問題等の課題もあり、今すぐ奥多摩町で対応していくことは現実的ではないかと思われませんが、現在の施策等と並行して考える時期ではないかと思えますが、そこら辺をどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

この2点であります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 3番、相田議員の再質問にお答えします。

1点目のご質問であります。当初の目的、思いについては教育課のほうでご答弁させていただきますが、5年間で出生数が15人前後で事業の遂行が出来たんじゃないかという部分については、福祉保健課長のほうからご答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。それと2点目の山村留学についても教育課のほうでご答弁させていただきます。

ので、よろしく申し上げます。

それでは、まず1点目の当初の目的、町の思いということでございますが、若干遡ってしまうんですが、平成16年の9月の第3回定例町議会におきまして、当時、小林勤議員さんの一般質問で、ブックスタート事業の実施で子育て支援をという一般質問が挙げられております。当時、町長につきましては河村町長でありましたが、「ブックスタート事業は乳幼児のときに、親が子どもに絵本を読んであげ、子どもの豊かな心を育むことと同時に、親自身にも心の安らぎを与えてくれるという事業で、こうした絵本を通じて親子のコミュニケーションを豊かにすることを目指しており、町でも図書館でお話会などを開催している。現在、第4期長期総合計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定中で、このブックスタート事業についても検討頂き、子育て支援の一環として非常に重要なものであるので、今後の計画に反映させたい」とご答弁をしております。この中で、町の最上位計画である第4期長期総合計画に準備委員会の皆様からご答申を頂いたものについて庁内で組織されるプロジェクトチーム、ワーキングチームの中で検討を重ね、その当時の第4期長期総合計画の計画の中に入れております。こちらも一般質問を踏まえたものでありますので、現在の計画上は教育課となっておりますが、スタート時においては、教育課と福祉保健課と、先程町長のほうから答弁があったように連携してやっていくというのがこの事業の趣旨であるというふうに捉えておりますので、それを現在まで踏襲し、実施しているところであります。

ただし、新型コロナウイルスの関係で、図書館事業においても、福祉保健課のほうにおいても、先程ご答弁したとおり、現在休止をしているというようなことでございます。

また、当初このような形で進んでいたんですけども、平成23年に子ども家庭支援センターが建設されまして、子育ての拠点、事業の中心が子ども家庭支援センターに移っております。それを踏まえて、図書館事業であるお話会ですとかについては縮小し、現在に至っているというようなことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

ただし、図書館につきましては、蔵書を充実し、親子で触れ合う本の拡充を図るということを進めておりますので申し上げます。

次に、2点目の山村留学についての関係でございます。こちらについては、近隣に山梨県の丹波山村、小菅村ということで、議員自らご視察され、お話を聞いたということでございます。当然、隣の村でございますので、教育委員会としてもその情報については担当のほうからお話を聞いております。そのような中で、まず一番の問題というのが、山村留学に入ってくる方たちの住居の問題があります。丹波山村、小菅村、こちらはいずれも村

営住宅等の住宅を整備していると。村営住宅に入居がない場合については、募集の数を制限していると。要は、空いている分だけ募集をすると、その中で面談をして、体験をして、決定するというふうに担当者のほうからお話は聞いております。

実績については、先程相田議員もお話しされておりましたが、実際には1年契約の山村留学であります。大体中学校3年までいらっしゃる方が多くおります。ただし、その中学校3年生までいた児童・生徒が丹波山村は、平成4年から始まっております。実際に丹波山村に定住したかというお話を聞いたところ0人です。そのようなことでありますので、奥多摩町としては、貴重な町若者住宅については、先程町長がご答弁させていただいたとおり、100%近い入居率がございますので、定住を目的とした移住者の方に住んでもらうほうが現時点での少子化対策事業については有効であるのではないかというふうに判断をしております。

ただし、先程教育長がご答弁したように、今後、検討委員会の中で、やはり山村留学についても検討すべきだろうというようなことがあれば、当然、費用対効果、またはその時の若者住宅の入居率等を勘案して総合的に考えていくというふうに教育委員会としては考えておりますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、相田議員の再質問のうち、ブックスタート事業に係り、赤ちゃん訪問後、民生・児童委員さんのご家庭での訪問での絵本のプレゼントについて、この2年間、コロナ禍の中でも実施出来たのではないかとご質問を受けたところでございます。

その点でございますけれども、この2年間、緊急事態宣言、若しくはまん延防止等重点措置が繰り返される中、民生・児童委員の定例会等も書面開催というような状況もございましたので、町といたしましては感染拡大、感染予防、感染拡大防止が第一という形で、保健師の赤ちゃん訪問は、感染対策を取って継続しておりましたけれども、民生・児童委員の訪問については控えざるを得ない状況でございました。

今年度に入り、感染状況も踏まえ、福祉保健課の事業も再開、継続を図るという形の観点で検討を進めていく中で、この2年間訪問出来ていない乳幼児、お子様については、まず3・4か月健診の際に顔合わせの機会、その後、6・9か月健診であったり、1歳6か月健診、若しくは1歳児、2歳児の歯科健診の場がございますので、そこで民生・児童委員の皆様と乳児、保護者の方と顔合わせの場を設けまして、その後、ご家庭訪問が出来

るような形で再開をしていきたいというふうに考えております。

議員ご指摘のとおり、このブックスタート事業も地域との繋がり観点も含めながら、これからも福祉保健課、教育課連携して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、いかがですか。

○3番（相田恵美子君） ご答弁ありがとうございます。

質問ではありません。ちょっと短めに意見をお話ししたいと思います。先日、古里小学校の地区懇談会にお招きを頂き、参加をいたしました。校長先生は10年ほど前に副校長として在職されていたということで、児童数その当時とほぼ変わらない。これは若者定住住宅のお陰かなというふうにお話しされていました。

先程町長からのご答弁の中でも、小学校は地域の文化ですとおっしゃっていました。私は、梅沢に住んでいますけども、古里中学校が廃校になって、何となく地域が元気がなくなつたなという感じがいたします。小学校は、氷川も古里も存続していく方向で考えこれからも考えていっていただきたいなと思います。

お昼過ぎまして申し訳ありません。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思いますけども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時10分から再開いたします。

午後0時14分休憩

午後1時10分再開

○議長（高橋 邦男君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、5番木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 5番、木村です。

新型コロナワクチン接種体制の再構築について質問させていただきます。

新型コロナ感染症は、世界、国内ともウイルスの異変などにより、感染者が高止まりの

状況が続いていましたが、最近減少傾向になっています。町内は、国内感染が報じられて以来、感染予防、感染拡大防止など様々な対応を適切に取られてきました。特にワクチン接種では、当初国内で接種予約が取れず、問題が取り沙汰されてきましたが、当町では、役場が町民一人一人に接種日を事前に割り振りをしたため、他の市町村が羨むほどスムーズに接種が出来ました。この接種に関わる医療関係者、役場職員等の方々には大変お世話になり、ご苦労さまでした。また、多くの町民から対応が親切丁寧で安心して接種を受けることが出来たと好評でした。

ワクチン接種従事者の体制ですが、殆どの方が町内の医療関係者と町役場職員で対応していただき、接種日はこれまで1回から3回まで、一般の町民は土曜日、日曜日に行われました。このことから他市町村と比較して、ワクチン接種の日程が遅くなる傾向がありました。当町は、高齢化率が高く、多くの高齢者がお住まいです。そして、特別養護老人ホームが4か所あり、多くの入居者とその施設で働く人がいます。また、ワクチン接種を担当していただいた方々は、通常の仕事の中で休日出勤をしての従事であったと思います。振替休暇を取ることで通常の業務の負担が多くなったのではないのでしょうか。そして、支障は来さなかったのでしょうか。

今後もワクチン接種は4回以降もあり、終わりが見えません。当初想定した短期ではなく、長期にわたるコロナウイルスの闘いが予測されています。今後のワクチン接種体制を再構築する必要があると考えます。

東京都や自衛隊などの様々な支援を活用し、土曜日、日曜日だけの接種でなく、平日の接種も設け、スピーディーにワクチン接種が出来るようにすべきではないでしょうか。

今後、町では一大事業となる新庁舎建設や福祉保健事業対応、若者住宅対応、医療対応など様々な業務の更なる充実を図らなくてはならない状況です。町内の医療関係者、役場職員の負担を軽減し、通常業務の円滑な遂行を確保する必要があると思います。

新型コロナワクチン接種体制の再構築について町長の考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、木村圭議員の一般質問、新型コロナワクチン接種体制の再構築についてにお答えいたします。

当町における新型コロナウイルスワクチンの接種体制につきましては、昨年令和3年当初から福祉保健課において町医師会との協議を重ね、何よりも接種を希望される住民皆様

が安全で安心して接種頂くことを第一に、そして、通常の医療体制、平日の外来対応、小児の定期接種や高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種のほか、季節性インフルエンザワクチンの接種体制は継続する一方、更には新型コロナウイルス感染に関わる発熱外来の体制も確保することを踏まえ、毎週末土曜日、日曜日に福祉会館、文化会館を会場として集団接種の方式で実施することとし、その医療従事者は、町内の医療機関及び介護老人福祉施設の医師、看護師、薬剤師等での輪番制の体制といたしました。

また、事務従事者については、接種開始前、昨年4月の令和3年度の町仕事始め式において私から全職員に対し、所管課の福祉保健課だけでなく、全庁体制、役場職員が一丸となって、交通手段のない方の送迎対応も含め、医療従事者と連携を密に図り、万全の体制で集団接種を実施するよう方針を示したことから、役場の事務職を1班につき20名程度で4班編成、総勢約80名の事務従事者の体制で医療従事者と同様に輪番制としたところであります。

これまでの集団接種につきましては、初回接種の1・2回目は、昨年5月22日から10月9日までの間、延べ30回、追加接種の3回目は、本年2月19日から4月10日までの間、延べ14回実施した一方、小児接種の初回接種を本年4月16日及び5月9日に2回実施しており、これまでの集団接種の合計は56回で、集団会場での被接種者数は約9,400名となっており、対象年齢人口に対する接種率では6月14日時点で、2回目接種は94.7%、3回目接種は82.7%で、都内では島しょの町村を除けば、いずれも一番高い接種率となっております。

この高い接種率の要因といたしましては、高齢者の接種時は、あらかじめ日時指定をして接種券を送付したこと、移動手段のない方には無料で送迎を実施したこと、土曜日、日曜日の集団接種にご都合のつかない住民の方に対しては、奥多摩病院をはじめ、双葉会診療所及び古里診療所において平日の夕方の時間帯に月に2回程度個別接種の体制を確保したこと、何よりも町内に従事し、かかりつけ医であったり、顔なじみの関係である医療従事者及び事務従事者の体制であったことが多くの住民の皆様が安心して接種を希望することに繋がったのではないかと考えております。

また、ワクチンの副反応である重篤なアナフィラキシー反応もなく、万一来に備え、奥多摩消防署及び青梅総合病院とも事前協議を行っておりましたが、これまで救急搬送、救急医療に繋がる接種例は一件もございませんでした。

議員ご指摘のとおり、当町において初回、追加共に接種開始当初は、地域の高齢者皆様の接種が他の市町村と比べて遅れる傾向にはございましたが、これは、重症化リスク防止

の観点から、高齢者施設の利用者及び従事者の同時接種を最優先としたこと、一方で、国からのワクチン供給計画も明確ではなく、更に追加接種においては、モデルナ社製ワクチンの供給が半数を占め、高齢者接種の日時指定に苦慮した状況もございます。

しかしながら、最終的には12歳以上を含め、また、施設の利用者及び従事者の接種を含め、対象年齢全体の接種状況は、西多摩8市町村の中では檜原村と同様に、早期に接種率8割を達成しております。

また、ワクチン接種について国は、現時点4回目接種を本年9月末までの間、全額公費負担で実施することとしており、当町においては、対象となる60歳以上のほか、18歳以上59歳以下で国の定める基礎疾患を有する方を対象として、3回目接種から5か月経過された方から順次6月下旬以降、施設利用者のほか、年齢等で対象となる医療・介護従事者に接種を実施する一方、これまで同様に、集団接種を7月31日から75歳以上の方を対象に開始し、その後、順次対象者を拡大し、9月17日までの間、計10回の集団接種を予定しております。

議員のご質問のとおり、確かに昨年から約1年半にわたる長期間となっており、その中で、医療従事者は、町職員である奥多摩病院の職員以外にも従事頂いていることから、国の補助金の報酬単価に基づき、町の会計年度任用職員として全額報酬を支給しており、事務従事者は、町職員組合と協議を経て、町の観光イベントの応援時と同様に、基本振替休暇対応として勤務時間の全部ではなく、一部を超過勤務手当にて支給しております。

一方、このワクチン接種事業は、国から全額10分の10の補助を受けることから、他自治体では、従事者を民間の派遣会社から手配を受けている例もございますが、同一人物の派遣ではなく、接種日ごとに綿密な打合せを行う必要があり、また、希望人数の確保も難しい状況があるとのことで、当町においても集団接種後の接種記録の入力業務を平日月曜日に派遣を受け実施しておりますが、同一の方でなく、また、毎週継続して派遣を頂くことは難しい状況にあります。

議員からはその振替休暇の取得による通常業務へのご指摘を頂きましたが、これまでご説明いたしましたが、このワクチン接種を万全の体制で実施するためには、通常の医療体制、また、事務では通常業務との両立の観点から、平日ではなく休日での集団接種の対応であること、何よりこのワクチン接種は、当町においては、一昨年令和2年4月7日、「国の緊急事態宣言発令」以来、「新型コロナウイルスワクチン感染症対策本部」を設置し、感染対策のほか、集団接種対応を実施しており、言うなれば、災害対応が継続している状況であります。

この本部体制は、平成 27 年 3 月に策定した「奥多摩町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づくものですが、本計画での被害想定は、鳥インフルエンザ等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合、甚大な健康被害を引き起こされることを想定しており、具体的には、策定当時の当町の人口 5,619 名に対し、約 30%の 1,685 名が罹患し、そのうち 130 名が入院、5 名が死亡、また、ピーク時には 1 日最大 160 名の患者数の想定となっております。

このような場合においては一日も早く接種を完了する必要があることから、昨年 10 月 2 日には文化会館ではなく、古里小学校体育館での接種を実施したところであり、1 日当たり少なくとも 800 名、最大 1,000 名は接種出来ると見込んだところであります。

今後、万一新型コロナウイルスが更に高い感染力と強毒性に変異した場合や、新たに病原性の強い新型インフルエンザが流行した場合においては、国からワクチンが十分に供給されていることが絶対条件となりますが、現在の接種体制を再構築し、民間からの従事者の確保を民間の方のボランティアの募集も含めて検討し、平日にも接種を実施すること、また、複数会場での実施も検討し、当町の現在の人口規模では 1 回目接種は 1 週間以内で接種出来るよう、あらゆる想定を引き続き検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（高橋 邦男君） 木村圭議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5 番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。

第 1 回のワクチン接種のときに、都議会議員の田村利光氏より奥多摩のワクチン接種がまだ始まっていないがどうしたんだと心配して、澤本議員のところに連絡がありました。澤本議員が町に問合せたところ、町内の医療関係者と日程を調整している関係で、とのことでした。田村都議からは、東京都から医師及び医療スタッフの派遣が出来るので、提案がありましたので、町にそれを伝えたところ、既に医師会にお願いしているのだとの回答がありました。その後、2 回、3 回の接種が終わりましたが、3 回目の接種のときですか、医師が不足して探していると聞きました。コロナの闘いはまだまだ続きます。周辺の市、町は、国からの交付金を利用してワクチン接種業務を外部に発注しています。

先程町長が部分的に外注するというお話を頂きましたが、町職員、町内医療関係者の負担を少しでも軽減するために、町外の方をお願いすることで職員の身体的な余裕及び精神的な余裕が出来ます。職員にワクチン接種業務をさせることなく、議場にいる町幹部の方々は職員の潜在能力を十分に発揮出来るような役場内の体制作りをしていただいで、通常業務に対する新しい発想や工夫などを引き出すことで、役場内が活性化するのではない

かと思えます。このことが回り回って町全体の活性化に繋がるのではないかと思い、今回こういう提案をさせていただきました。町長の見解、再度ありましたらお願いしたいと思えます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） ご質問ありがとうございました。ご指摘のとおり、やはり通常の業務というのが本来の我々の仕事ではありますので、そこをやはりおろそかにしてはいけない、もうこれは肝に銘じてやらなきゃいけないと思っています。

今回こういう形でさせていただいて、普段住民に接しない職員も、あらゆる形で4班体制で対応させていただきました。これはこれで職員にとっては貴重な体験であったと思いますが、これはもしかしたら、私の独りよがりかもしれないんで、しっかりと現状を見た上で、今後どういうふうな体制でやっていくか。これは課長会議でも、課長自ら振替休日を取ったり、そういうふうな形で率先して部下に対してもそのような指導をしてくれというふうにも私も伝えております。

それから、ちょっと外れますが、育児休業にしましても、今、本当に僅かな例しかありませんけれども、今後、そういうことも含めて、職員が社会、家庭の中でしっかりと仕事をして、なおかつ職場にその気持ちがぶつけられるような環境整備もすることも我々の仕事かと思っています。

そういうことも含めて4回目接種に向けてどのような形が一番好ましいのか。これは、接種を受ける皆様、それから、従事する皆様、それから、我々の職員体制、そういうものを総合的に含めて検討してまいりたいと思えます。よろしくどうぞお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 木村議員、いかがですか。

○5番（木村 圭君） ありがとうございました。私は、こういうことを言うのというのは、町の職員の方は優秀な方が多いです。そういう方に接種の業務というのも大切ですけど、やはり通常業務、自分の担当しているもの、そういうものをしっかりやってもらうというほうが一番だと思いますんで、今回のワクチン接種業務については、10分の10国からお金が来るわけですから、そういうところにシフトさせていただいて、職員は十分にそういう能力を発揮出来るようにぜひ指導していただきたいという意味で今回質問させていただきましたんで、今後ともぜひよろしくお願いします。質問ではありませんで、よろしくお願いします。ありがとうございました。終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

3点ございます。

冬の誘客について。

奥多摩町は、観光立町を標榜しておりますが、冬季が観光の閑散期となる点は長年の課題でありまして、今まで克服出来ておりません。観光客誘致宿泊補助事業を例年冬季に実施しております。利用者や観光事業者には好評であります。冬の誘客について新たな課題も見えております。

JR奥多摩駅前をはじめとして町内各地の観光用公衆トイレを刷新しておりますが、凍結防止のためのトイレの冬期閉鎖という事態が散見されております。自然な現象であり致し方ないことではあります。トイレの冬期閉鎖は、都市部からの観光客にとっては到底予測し得ないことでありまして、観光スケジュールに影響を与え、誘客事業とは矛盾するものと言えます。

以下、伺います。

①観光客誘致宿泊補助事業の直近令和3年度の実績はいかがか。

②当町よりも寒い観光地はほかに多数あります。他の寒冷地域のトイレの冬期運営管理や施設や器具の凍結防止について、町がその対策の知見を得る取組はしていますか。

③町の観光用公衆トイレの維持管理は「クリーンキーパー」が実施しておりますが、彼らが上記のような知見を得るための機会、寒冷地域への視察研修等を町が設定することは出来ませんか。

次に、産後ケア事業の段階的な早期実施を。

2021年12月の議会の一般質問答弁で、保健師の確保と子育て世代包括支援センターの開設が町の産後ケア事業等の課題である点を確認いたしました。

しかしながら、保健師や支援センターの有無に関係なく、多様な社会資源の協力のもと実施可能な福祉サービスは、段階的にでも速やかに実施していただきたいと思っております。つまり、宿泊型、日帰り型、訪問型といった各種産後ケアサービスを町内の施設において提供することは当面困難であるとしても、近隣他市町村が事業者へ委託して実施しているサービスを奥多摩町民が受けられるようにすることは可能です。近隣他市町村の事例を精査し、提供可能なサービスから順次実施していただきたいと思っております。

具体例で言うと、青梅市では昭島市の助産所にて、瑞穂町では福生市の助産院にて宿泊

型サービスを実施しております。

妊産婦支援は、町の推進する子育て支援施策、移住定住促進政策にも直結する重要な政策と言えますが、町ホームページで「妊娠・出産」のページを確認しても支援策が乏しい印象が否めません。例年、町内の出生数は10件前後であり、既存の妊産婦向けサービスの情報の周知や新規サービス等の要望の収集は、比較的实施しやすい環境にあると考えます。

なお、奥多摩町では未実施となっている産後ケア事業は、令和6年度末までの実施が努力義務で、また、当町の現状は、専任の保健師確保は不透明であり、子育て世代包括支援センター開設といった全ての事業の実現を見込むことは当面現実的ではありません。

以下、伺います。

① 近隣市町村との連携等により当町でも早期に提供可能な産後ケアサービスについてどのようなサービスが想定出来るのか。合わせて当町の産後ケアサービス提供の意思の有無、提供予定であるならば、その具体的スケジュールについて伺いたいと思います。

②産後ケア事業に類似する孤立しがちで心身共に不安定になりがちな妊娠・出産期の町民を支援対象とする事業は当町にもありますが、利用実績のないもの、例えば育児支援家庭訪問事業、廃止されたもの、妊婦歯科健康診査事業、対象者が限定されるもの、例えばママヨガはありますが、マタニティヨガはありません、という状況になってしまっています。妊産婦への更なる支援策拡充の検討、対象者への周知や事業の意義の説明等は適切に行っていますでしょうか。

次に、パワーハラ防止法について。

2022年4月、労働施策総合推進法により、大企業と中小企業でのパワーハラスメントの予防、解決が義務化されました。

この一般質問では特に老人福祉施設や介護老人福祉施設を運営する町内事業者におけるパワーハラスメント対策の状態について確認したいと思います。

一般的に、介護職は離職率が高く、人員不足であると言われます。ストレス負荷の大きい職種でもあるため、パワーハラスメントの防止等、良好な職場環境を維持することが重要です。町内福祉事業者においてもやはり慢性的な人員不足の状況にあり、その改善は将来の当町の産業維持に必須と言えます。

以下、1点伺います。

義務化されたパワーハラスメント防止に関する取組について町内老人福祉施設、介護老人福祉施設の各事業所の取組を町は把握出来ているでしょうか。可能ならば、各事業所の

取組内容の概略の説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、伊藤英人議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、「冬の誘客について」お答えをいたします。

1点目の「観光客誘致宿泊補助事業の直近の実績は」についてですが、観光客誘致宿泊補助事業については、冬季において観光客などを積極的に町へ誘致するため、宿泊に要した費用の一部を助成することにより、町内の観光振興と地域の活性化を図ることを目的として一般財団法人奥多摩観光協会へ委託し、実施しているものでございます。

事業の内容ですが、1月4日から3月15日までの期間において当事業に賛同し、協定書を締結された観光協会に加入しているホテル、旅館、民宿などの宿泊施設において、1泊2食つきのプランに2人以上で宿泊する方を対象として、町が1人1泊当たり2,000円の補助を行うと共に、宿泊料金1万1,000円以上のプランにあつては1,000円を、宿泊料金1万1,000円未満のプランにあつては500円をそれぞれ宿泊事業者が上乗せで割引を行い、宿泊者へ還元するものでございます。

ご質問の直近の実績でございますが、過去3年間の実績といたしましては、令和元年度の補助実績につきましては612件、122万4,000円となっております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開始日を約1か月遅らせ、2月1日から3月15日までの期間とすると共に、コロナ禍における宿泊者数の減少などにより、経営に影響を受けている宿泊事業者の負担軽減を図るため、宿泊事業者が負担する上乗せ割引分を町が負担することといたしました。補助実績といたしましては587件、170万2,000円となっております。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束後の観光振興及び消費喚起を図るため、対象人数を650人から3,000人へ増やすと共に、令和2年度に引き続き、宿泊事業者が負担する上乗せ割引分を町が負担することといたしました。

また、新たな取組として、奥多摩商業協同組合が発行する商品券を1人1泊当たり1,000円配布し、宿泊施設以外のお店においてもお土産や飲食などに使っていただけるよう、事業を拡大し、実施いたしました。

なお、事業拡充に伴い、実施期間につきましても12月1日から3月31日までの4か月間で実施をいたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、予約者のキャンセルが多数発生したことから、令和4年第1回定例会において一般会計補正予算（第5号）で1,000人分の予算を減額計上させていただき、ご決定を頂いたところであります。

補助実績といたしましては、宿泊補助が1,931件、557万3,000円となり、商品券の配布が193万1,000円となっております。

次に、2点目の「他の寒冷地域のトイレ冬期運営管理や施設や器具の凍結防止について、町が知見を得る取組はしているか」についてですが、町では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、外国人観光客の誘致を図る観点からも日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを推進するため、平成26年度に奥多摩町観光用公衆トイレ整備・維持管理指針を策定し、計画的に改修整備と委託による清掃などの強化に努めてまいりました。

この改修整備の中では、凍結防止対策として凍結防止ヒーターの設置などの保温工事を実施すると共に、冬の寒い時期にあっても利用者の方に快適にご利用頂けるよう、暖房機能があるウォシュレットつき便座を設置しております。

なお、町が管理する観光用公衆トイレの中で、凍結防止の観点から水根沢駐車場トイレの1か所については、冬期閉鎖の措置を行っていましたが、改修工事も完了したことから、今年度より開放を検討しております。

ご質問にございました他の寒冷地域のトイレの冬期運営体制や施設や器具の凍結防止についての知見を得る取組については、町として特別に行っている取組はございませんが、「一般社団法人日本トイレ協会」に加入していることから、機関紙やメールなどにより、トイレに関する様々な情報提供を頂いておりますので、参考となる取組事例がございましたら今後研究をしてまいります。

次に、3点目の「町の観光用公衆トイレの維持管理は、「クリーンキーパー」が実施しているが、彼らが上記のような知見を得るための機会、寒冷地域への視察研修等を町が設けることは出来ないか」についてですが、町が清掃を委託している観光用公衆トイレについては、クリーンキーパー以外の団体や個人の方もおりますので、クリーンキーパーだけに研修視察などの機会を設けることは考えてはおりませんが、先程2点目のご質問でお答えしました「一般社団法人日本トイレ協会」からの情報などで参考になる取組事例や研修がございましたら、委託する団体などにも情報提供を行ってまいります。

2つ目の質問、「産後ケア事業の段階的な早期実施を」についてお答えいたします。

1点目の産後ケアサービスについて、近隣市町村との連携等により、当町で早期に提供

可能なサービスの想定、合わせて当町における当該サービスの今後の提供についてですが、近隣市町村と連携して実施する場合、若しくは町事業として実施する場合、いずれの場合においても当町の他の事業と同様に、その財源として国、都の補助金を活用いたしますが、その補助要件として「子育て世代包括支援センター」の設置が求められております。

議員からは、令和3年12月の第4回町議会定例会において同様のご質問を頂き、ご答弁を申し上げましたが、「子育て世代包括支援センター」は、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療、または福祉に関する機関との連携調整を行い、母子保健施策と子育て支援策の一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする機関であり、東京都の事業も利用出来るものですが、専任の母子保健担当保健師が必置、必ず置くこととなっているため、現在、当町では開設出来ていない状況でございます。

町といたしましては、保健師の3名体制を早期に確保するため、今年度当初から関係所管課で協議し、保健師の募集について広報5月号及び町ホームページに掲載したほか、西多摩保健所の助言を頂き、大学や関係機関等にも広く採用試験案内を送付し、周知すると共に、年度途中で応募が少なく、採用に至らない場合は、専門の派遣会社からの派遣も含め、引き続き検討をまいります。

その一方で、母子保健担当保健師を採用後、早期に当町における「子育て世代包括支援センター」を開設出来るよう、当該センターに関わる町要綱を本年8月に施行すると共に、来年度以降、遅くとも国が少子化社会対策大綱において令和6年度末までに全国展開すると示している「産後ケア事業」を含む「とうきょうママパパ応援事業」を活用し、国、都の補助金を活用した町事業の創設に向け、検討を進めてまいります。

2点目の「妊産婦への更なる支援策拡充の検討、対象者への周知や事業の意義の説明等について」ですが、1点目の答弁で説明いたしました「とうきょうママパパ応援事業」には、全ての妊婦を対象に、保健師などの専門職が面接を行い、子育て支援のニーズ等を把握する「母子保健型・利用者支援事業」や妊産婦等に対する助産師などの専門職による相談支援のほか、出産や子育てに悩む父親への支援を含む「産前・産後サポート事業」などがメニュー化されていることから、当町の状況を把握の上、近隣市町村の事業者への委託を含め、今後検討してまいります。

また、現時点の町の事業の周知などにつきましては、対象となる妊婦の方に対し、妊産

婦訪問指導において妊娠中、或いは産後の必要な事項について、ご家庭を訪問して適切に指導を行うと共に、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、安心して出産・育児に臨めるよう支援しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議員ご提言のとおり、妊産婦支援は、町の推進する子育て支援・移住定住促進に繋がる施策であることから、町といたしましては、「子育て世代包括支援センター」の早期設置を図ると共に、「とうきょうママパパ応援事業」の活用に向けて検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

3つ目の質問、「義務化されたパワーハラスメント防止に関する取組について町内事業所の取組について」ですが、令和2年6月施行の労働施策総合推進法の改正に基づく「パワーハラスメント防止措置」は、本年4月から中小企業、介護サービスでは常勤職員100名以下の全ての事業者が当該防止措置が義務化されたところであります。

介護保険法上、町内の介護事業者のうち、地域密着型サービスは、区市町村が事業者指定を行い、当該事業者のサービス提供が適正であるかどうか指導を行うとされております。具体的には、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防支援事業に該当する「地域包括支援センター」及び通所介護事業に該当する「デイサービス」、地域密着型サービス事業者に該当する「認知症高齢者グループホーム」のほか、居宅介護支援事業者が当町において事業者指定、その後の指導を実施する事業者該当いたします。

介護老人福祉施設は、都道府県が事業者指定・指導を行うとされていることから、町内に所在する4施設におけるいわゆる「パワハラ防止」に関する取組については、現時点、町として具体的には把握しておりませんが、町が事業者指定・指導を行う事業者と同じく、いずれの施設も社会福祉法人により運営されていることから、法人として従事者間における「パワハラ防止」の取組がなされる一方、東京都においては福祉保健局の委託事業として、東京都社会福祉協議会が実施している「介護現場におけるハラスメント対策事業」における利用者や家族等からのハラスメントに関する相談や説明会などを通じて、各事業者において適正に「パワハラ防止」の取組がなされているものと承知しております。

なお、今後、町内において介護サービスを提供している全ての事業者を対象とする「事業者連絡会」などを通じて、各事業者における「パワハラ防止」の取組の状況を町として具体的に把握すると共に、各事業者間で情報共有することで、町内の介護事業者における労働環境の改善を図れるよう、事業者との連携を推進してまいります。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤英人議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） 再質問させていただきます。

ありがとうございました。再質問の前に、3点目、パワハラ防止法についてですが、町としても雇用の場の確保の維持という面もありますので、今後の取組や情報の把握については、ぜひともよろしくをお願いします。

産後ケア事業の段階的な早期実施をについてですが、まず最初に、子育て世代包括支援センターの事業実施要綱の策定、8月1日から施行していただくということですが、ありがとうございました。あくまでも段階的でいいと思います。実現をしていただきたいと思います。育児支援などが今は出来ないとしても、例えば配食サービスとか、現状でも既存の仕組みがあるものに対して、現状のサービスとは対象も目的も変わってしまって、食事内容も違うとは思いますが、町内の飲食業者と新しく連携するなどして、既存の仕組みと新たな連携によって配食サービスを実施出来れば、それだけでも食事の準備や買出しなどは軽減出来ます。ぜひ柔軟な対応をお願いします。

包括支援センターの設置なんですが、自分が東京都に問い合わせたところでは、産後ケア事業の実施と包括支援センターの設置は関係はないので、どちらが先、どちらが前提になるというものではないというふうに伺っていたので、こういう質問になっております。その辺のところも確認していただいて、段階的な産後ケア事業の実施を具体的に進めてくださると有り難いと思います。

専任の保健師の必置についても、これもやはり派遣してもらおうという答弁がありました。そういった検討があるようで、町の職員による保健師を専任で充てるというわけではなく、各自治体は、やはり外部に委託している形で、その保健師さんがいることで条件を満たしているのだというふうにアドバイスを頂いております。

冬の誘客についてですが、ありがとうございました。直近の実績、令和3年度ですが、1,931件というコロナ禍の中であってとても大きい数字で、やはり奥多摩町の今の注目度が高いなという、その実感を得られる数値であると思います。

2番と3番の質問のところですが、情報の提供、メールなどによって情報の提供は受けている状態、その情報をクリーンキーパーをはじめとしてトイレ清掃に当たっている方たちに流して行って共有することが今後考えられるということで、それはぜひお願いします。

クリーンキーパーのみがトイレの維持管理の業者ではないということで研修は考えにくそうですが、それでしたらば、可能な限り奥多摩町が日本一観光用トイレがきれいなまちとして売り出している以上、クリーンキーパー以外の方たちも含めて、これらのトイレのきれいにしておくという意識向上のための研修は必要であるかと思います。クリーンキーパーだけでなく、皆様の参加出来るような研修を実地的に行っていただきたいと思うので

すが、それについていかがでしょうか。

更に言うと、トイレの閉鎖の原因というのは、やはり機器の故障だと思うんですが、修理作業をお願いするとしても、奥多摩町に修理業者さんがいつ来てくれるのかという部分が不透明で、業者さんが対応してくれるまでは閉鎖している状態とならざるを得ないと思うんです。ですので、この辺も器具メーカー、修理業者さんとの連携というか、そういう研修も出来たら、更に冬期の閉鎖の防止、閉鎖期間の短縮は出来るようになってくると思うんです。修理業者さんとの連携も町としては進めていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょう。再質問としてはその2つをお願いします。

その2つと、もう一つ、産後ケア事業について、子育て世代包括支援センターの設置は、産後ケア事業の実施とは別物ではないかという自分の見解について再確認していただきたいという点もちょっとお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1番、伊藤議員からの再質問にお答えいたします。

私のほうからは、冬季の誘客についての中の2番目と3番目の質問の中の部分で、クリーンキーパー以外の方を含めて研修のほうを実施してはどうか、意識向上も含めてということが1点でございます。こちらにつきましては、よくクリーンキーパー以外の団体が実施しているトイレが若干劣るのではないかというようなご指摘も議会の中では頂いているところでございます。

当初、日本一観光用公衆トイレを目指すという中では、先程町長からの答弁にもございましたとおり、日本トイレ協会のほうに加入をさせていただいて、そのご紹介でNEXCO中日本の職員の方に来ていただきまして、総合開発、或いは小河内振興財団などの清掃を委託している団体の方を対象に、実際町の観光トイレのほうで実演研修を行っていただいたという経緯がございます。そこから年数も経っているというような状況もありますので、ちょっと団体が何団体かいる、個人の方もいらっしゃるというようなところもございますので、そのようなことが実現出来るかどうかも含めて、また、団体の意向も確認しながら、研修が出来るかどうか、町として研究はしていきたいと考えております。

また、トイレの修理業者との連携という部分でございます。議員からご指摘ございましたとおり、どうしても冬季、凍結により水道管が破裂するというようなところは、新しく施設を改修してからは、先程の本工事だとか、暖房付きのウォシュレットというようなところを設置したので、以前よりは件数は減っておりますが、どうしても自然のことという

ところがありますので、厳しい寒さになると、ゼロではないというところでございます。

そういった時には町の水道事業者の方へすぐに連絡をさせていただいて、応急処置をしていただいているという状況でございますが、どうしても部品の問題、特に、今、部品が入りづらいというようなところもございますので、その辺りはどうしてもその部品が来るまで閉鎖という対応は、これは町だけではなくて、同じ悩みを抱える同じような自治体、地区、こういったところは同じ問題を抱えている状況でございます。なかなか業者と町が連携するというのは難しい部分がございますが、町と町内の水道事業者との連携体制は出来ていると思っております。連絡すればすぐに対応していただけるというところで、非常に業者さんもフットワーク良く対応していただいていると。また、応急対応としては、クリーンキーパーの方がすぐに駆け付けて、本当に簡単な応急処置しか出来ませんが、そのような対応をしている部分、また、町の職員が駆け付けて簡易的な補修をかけているというような取組を行っているところでございますので、引き続きそういった対応をやりながら、先程町長の答弁からございましたとおり、いろいろな情報提供、日本トイレ協会のほうからもございますし、また、業者さんからもアドバイスというところで頂いているところもございますので、そんなところも研究しながら、冬季のトイレが快適に観光客、または住民の方が使えるように研究を引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂ければと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 1番、伊藤議員の再質問のうち、産後ケア事業についてお答えいたします。

町長の答弁の中で、この産後ケア事業、東京都の補助を活用するという中で、子育て世代包括支援センターの設置について答弁させていただいたところでございますけれども、東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の中の基本事業として、育児パッケージの配布、利用者支援事業、実施体制の整備というところで、この実施体制の整備の中で、国が位置づける子育て世代包括支援センターの全国展開求められている状況でございますので、都内殆どの自治体のほうでこの子育て世代包括支援センター設置をされている状況も踏まえまして、町としましては早期に設置をし、この実施体制の整備という中で設置が求められているというふうな把握をしているところではございますけれども、改めて町としましても東京都のほうにも確認をいたしますけれども、ただ、この産後ケア事業を一体的に行うには、やはり拠点となる子育て世代包括支援センターの設置は必要でございますので、町と

しましては、現在保健師3名体制が確保出来ておらず、ここで募集をして、現時点、1名の方応募がございまして、6月中に面接を行う予定でございます。ただ、まだ3名に体制満たない状況がありますので、引き続き募集を行い、7月にかけて募集を行いまして、7月にも試験を行い、やはり派遣ではなく正職員という形で体制が取れるように、町として引き続き体制の確保を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。

再質問の中で産後ケア事業、段階的に実施をというご意見もございましてけれども、やはり町としましては、都の補助要件を満たす形で、やはり財源限りありますので、国都の補助が受けられる形でサービスを検討、準備をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。

パワハラ防止法については、町としての取組、町長の答弁のとおりでございますので、引き続き事業者連絡会等通じて町内の各事業者の労働環境が改善図れるように、町としましても努めてまいりますので、併せてご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤議員、いかがですか。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。都の補助条件を満たしたいということ了解いたしました。

これは全く質問ではないので、お答えする必要はありませんが、例えばこの産後ケア事業の一番下のところに書いてあるんですけども、妊婦歯科健康診査事業など、今は実施していないと思うんですが、成人用の歯科検診というのは奥多摩町では本来は実施しているんですが、これ妊婦を対象にしているというのは、妊婦は特にホルモンの状況で虫歯が発生しやすくなっているというそういう背景があつてこそこういう事業があつたわけで、そういう知識の部分を行行政としても、利用者である町民としても持った状態で、妊婦さん、産婦さんに対する支援を行っていただきたいと思うんです。ですので、いろいろな情報の収集はこれからもよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤議員、再質問については簡潔な質問をお願いします。

以上で、1番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思いますけれども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、2時20分から再開いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

それでは、2問質問させていただきます。

まず一番最初なのですが、生徒・児童の目の健康についてということで、文部科学省は、学校における幼児、児童・生徒の発育及び健康状態を明らかにすることを目的として、学校保健統計調査を昭和23年度より毎年実施しています。令和2年度の学校保健統計調査結果、対象は45万4,000人を見ると、主な疾病・異常時等の被患率は、対象年齢は5歳から17歳ですが、①目の疾病・異常は約2%から約5%、②耳の疾患は約2%から約10%、③鼻・副鼻腔疾患は約3%から約12%、④虫歯、虫歯のことをう歯とも言うらしいですね。約30%から約48%、⑤脊柱・胸郭・四肢の状態は約1%から約2%、⑥アトピー性皮膚炎は約2%から約4%、⑦ぜん息は約2%から約4%、⑧心電図異常は約3%から約4%、心電図については、対象は6歳、12歳、15歳のみということだそうです。⑨蛋白検出の者は約1%から約4%、⑩裸眼視力1.0未満の者は約25%から約65%と報告されています。

この中で突出している⑩の裸眼視力1.0未満の者で、年々増加傾向にあるということですので。近視は、将来的に白内障などのような目の病気にかかることを増大させる可能性があると共に、近視の原因は、遺伝と環境の両方があるとされており、環境面の対象としては、デジタル機器、タブレットだとかスマートフォンなどの使用に際しては30分視聴後、30秒は遠くを見て目を休めるというような取り組みを実践するよう推奨している眼科医もいらっしゃいます。

将来、眼鏡をかける必要がないように、日常の環境を整備することが近視を予防することとなり、今すぐにでも実践する必要があると思うが、対処法について確立していないのが現状のようであります。

町には生徒67名、児童148名、計215名が在籍しており、町からのタブレットが貸与され、授業が行われているが、⑩の裸眼視力1.0未満の者の数はどのくらいいるのでしょうか。また、現在行っている学校や家庭での対処法はあるのでしょうか。今後どのように対

応していくのか、町のお考えをお聞きしたいと思います。

2 問目、以前にも質問をしておりますけれども、奥多摩むかし道の残壁崩壊について。

境集落東端住宅からおよそ 50m 付近の山側の岩盤が崩壊し、境集落西端より桧村橋手前の分岐点まで車両通行止めになっているが、人の通行は可能という表示が出ております。

崩落岩石は、道路幅約 2 分の 1 程度堆積している状態ですが、崩落箇所上部には目通り約 40 c m の大木の根元が露出しており、雨期を迎え再崩落が予想されるため、全面交通止め、全ての人と車両をとすべきではないでしょうか。

新型コロナウイルス感染者は徐々にではあるが、減少傾向になってきており、観光客の増加が見込まれ、奥多摩むかし道を散策する人たちも増えることと思います。一度災害、特に人災ですが、発生した場合には、観光客の被害をもとに、このような危ない道というような烙印を押されてしまうと、せっかく皆さん一生懸命むかし道を P R してきたのが何もなくなるというようなことになるとと思います。また、復活させるには相当な努力が必要であると思います。そうならないためにも万全な対策を取る必要があります。地域住民や観光客が安全で安心して利用出来るように道路維持管理に万全を期してほしいと思いますが、町のお考えをお伺いします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8 番、小峰陽一議員の一般質問にお答えいたします。

1 点目の生徒・児童の目の健康についてにつきましては、教育委員会所管となりますので、後程教育長から答弁をさせていただきます。

まず 2 点目の奥多摩むかし道の残壁崩壊についてであります。町を訪れる多くの観光客は、キャンプや登山、ハイキング、山裾でのウォーキングなど、アウトドアレジャーを楽しまれ、奥多摩の雄大な自然環境を満喫し、心身をリフレッシュされております。中でも近年流行りのキャンプと並び、山裾でのウォーキングも大変人気があり、健康増進や体力強化を目的に、奥多摩むかし道や奥多摩ウォーキングトレイル、鳩の巣溪谷遊歩道などのコースで子どもから高齢者まで多くの方々がウォーキングを楽しまれております。

町のウォーキングコースの 1 つであります奥多摩むかし道は、国道 411 号線の旧道で、川側には古い石積みが残され、山側は岸壁を削った切土の状態が残っており、幅員が狭い上、沿道に民家が点在している環境で、いにしへの雰囲気を感じられることや多摩川のロケーションが素晴らしいことから人気のウォーキングコースであります。古くに整備された旧道であるため、山側の岩盤の風化が顕著化しており、しばしば落石や土砂の流出、

或いは倒木などが散見される状況であります。

ご質問の境集落東端住宅 50m 付近の山側の岩盤が崩落した山壁でございますが、4 月 27 日水曜日午前 11 時 30 分頃に当該場所で小規模な崩落が発生したため、直ちに担当課職員が重機により土砂の排除を行い、交通開放をいたしました。同日の夕方 4 時頃に再度小規模な落石が発生したため、担当課職員が再び落石の除去を行い、道路幅員の確保を図り、道路保安機材を設置すると共に、車両通行止め、歩行者のみ通行可とする措置を行い、安全に対する注意喚起を実施した状況であります。その後、5 月 1 日の朝、3 度目の崩落が発生し、斜面のオーバーハングと立木の根元が露出する状況を担当課職員が確認いたしました。

ゴールデンウィーク以降は、朝と夕方の 2 回、担当課職員が現場の巡回監視を行い、現場状況の変化、変状の観察を続けながら、町内建設業者や斜面对策専門業者に協力を頂き、現地の確認調査を行い、オーバーハングした斜面の対策工法の検討、対策の範囲、或いは対策に要する費用について検討を重ねております。

しかし、対策の実施には時間を要することが見込まれることから、小峰議員が申されますよう崩落現場の安全が確保されるまでの間、町道境松村線の松村橋から境集落間を今月 2 日から全面通行止めとさせていただきます。

今後の対策として、梅雨時期を迎える季節に当たり、議員からご指摘頂きました現場上部の根元が露出した立木が雨の影響などにより倒れるリスクも考えられることから、高所枝切り作業や大木伐採の技術を有する山林事業者現場状況の確認調査を依頼し、伐採の作業方法についての提案を頂くと共に、地権者からも立木伐採についてご理解、ご協力を頂きましたことから、現在、伐採に向けた準備業務を担当課で進めている状況でございます。

立木の伐採完了後は、斜面对策専門業者のアドバイスや提案に基づき、引き続き斜面对策工事を実施することで、地域住民や観光客皆様が安心してご利用頂けるむかし道の環境整備を行う考えであります。

しかしながら、先程もお話し申し上げたとおり、むかし道は古くに整備された旧道であるため、様々な災害のリスクが懸念される路線でありますので、私から日常パトロールの更なる強化と道路機能の更なる保全強化について、これまで以上に万全を期すよう担当課に指示したところであります。

いずれにいたしましても、むかし道は、奥多摩の観光にとって大変貴重な資源でありますので、むかし道が危ない道というようなロコミによる観光のイメージダウンやソーシャ

ルネットワーキングサービス、いわゆるSNSでの拡散による風評被害等が生じることのないよう、引き続き必要な安全対策を講じることで多くの皆様にご利用いただきたいと思いますと考えております。

○議長（高橋 邦男君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 8番、小峰陽一議員の1点目の一般質問、生徒・児童の目の健康についてにお答えいたします。

はじめに、裸眼視力1.0未満の者の数はどれくらいかのご質問にお答えいたします。

令和4年5月末現在の状況でございますが、古里小学校児童数93人に対し、裸眼視力1.0未満は40人、率にすると43.0%、氷川小学校児童数54人に対し、裸眼視力1.0未満は33人、率にすると61.1%、奥多摩中学校生徒数57人に対し、裸眼視力1.0未満は31人、率にすると54.4%となります。小学校・中学校全体の割合は51.0%と2人に1人は裸眼視力1.0未満となっております。

次に、「現在行っている学校や家庭での対処方法はあるのか」のご質問にお答えをいたします。

本年3月に通知された文部科学省通知「GIGAスクール構想のもとで整備された学校における1人1台端末等のICT環境活用に関する方針について」の中に健康面の配慮についての記載がございます。ここでは「学校、家庭で端末を利用する際は、子どもたちの健康影響に配慮することが重要であること。また、児童・生徒自らが健康について自覚を持ち、利用時間を決めて、出来るだけ遠くを見て目を休めたり、目が乾かないよう意識的に時々瞬きをしたりするなど、リテラシーとして習得させることが重要であること」とされております。

具体的には、1点目として、端末を使用する際には良い姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて目と端末の画面との距離を30cm以上離す。2点目として、長時間にわたって継続して画面を見ないよう、30分に1回、20秒以上画面から目を離して、出来るだけ遠くを見るなどして目を休める。3点目として、端末を見続ける一度の学習が長くないようにする。4点目として、画面の反射や画面への映り込みを防止するために画面の角度や明るさを調整する。5点目として、部屋の明るさに合わせて端末の画面の明るさを調整する。6点目として、就寝1時間前からはICT機器の利用を控える。以上のことを学校では児童・生徒に指導をしております。

また、その方針に基づき、本年4月に奥多摩町立学校タブレット型端末活用ルールを策定し、全保護者にお配りし、各家庭における普及啓発も行っております。

次に、今後どのような対応をしていくのかのご質問にお答えをいたします。

引き続き「GIGAスクール構想のもとで整備された学校における1人1台端末等のICT環境活用に関する方針について」を各学校や家庭に徹底させ、児童・生徒の健康面への配慮に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） ありがとうございます。

子どもの目の健康のほうですけど、やはり思ったような数字が出たということは、教育長言うように徹底して、学校も、それからやっぱり家庭のほうの比重が大きいような気もするんで、そこら辺もタブレットの使用方法など配ったということなんで、ぜひ子どものための、将来全員眼鏡じゃかわいそうですからね。そういうことでぜひよろしく願います。

それから、むかし道なんですけど、ウオークラリー、4月29日ですね。幸いにしてケガ人が出なかったから良かったと思うんですけど、前々からこの道はどなたも承知のように、やはり危険な道ですよ。それをセラピーロードで申請して認定が下りたというのもちょっと不思議なような感じが私は思っているんですけど、確か毎年、ダム関係の町村に補助金は何百万と来ますよね。それをある時期まではちゃんとむかし道にずっとお金掛けていたんですね。確か去年だか、一昨年から掛けていないような気がするんです。特に小中沢のトイレから境集落の入口まで、この間が非常に山が悪いんで、今後定期的に皆さんの町民の安全も含めて、観光客の皆さんが「ああ、良い道だ」と言われるようにぜひ改修に力を入れていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高橋 邦男君） 答弁はよろしいですか。

○8番（小峰 陽一君） 結構です。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、8番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席及び中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

それでは、私からは、日原街道渋滞緩和についてお伺いいたします。

日原地区は、観光立町を標榜する奥多摩町にとって鍾乳洞をはじめ、梵天岩等の景観は奥多摩町にとって貴重な観光資源であります。しかし、日原街道は抜け道がなく、更に道路が狭いため、毎年シーズンになると渋滞します。日原保勝会で交通整理の人員を配置し、多額の費用を掛けて渋滞緩和に努めていただいておりますが、緊急車両の通行や地元の方の通行に支障が出ることは否めません。

そこで、例えば①一番混雑するゴールデンウィークやお盆休みなど、上高地で実施しているようなマイカー規制が実施出来ないでしょうか。その際には奥多摩町登計原山村広場運動公園駐車場の公園利用者以外を有料化し、そこからシャトルバスを運行します。これによって従来の大渋滞に巻き込まれることなく、スムーズに往復出来ると考えられます。また、先に駐車料金を徴収し、シャトルバスの料金や鍾乳洞の入場料金など町内で利用可能なクーポン券を添付し、経済の活性化を同時に行います。しかし、マイカー規制によって集客率が下がる可能性もあるので、PRを強化し、更に森林館やふるさと美術館などの活性化を図ります。

②都道 204 号線日原街道を熟知している自治会の方の協力のもと、東京都に渋滞を引き起こすボトルネック箇所の道路拡張を要請し、すれ違い可能にして緩和を図ります。等が考えられますが、渋滞緩和に関して町の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、森田紀子議員の一般質問、日原街道渋滞緩和についてお答えをいたします。

はじめに、一番混雑するゴールデンウィークやお盆休みなど、上高地で実施しているようなマイカー規制が実施出来ないかについてですが、日原地区への往来は、都道 204 号線日原街道のみであり、その大部分が1車線である中、マイカーと路線バス等が混合する交通状況にあり、観光シーズンには多くの観光客が訪れ、渋滞が発生する状況が見受けられます。

また、近年は、コロナ禍で都外への移動自粛が求められた時期と重なったことや、自家用車でなく、レンタカーやカーシェアといった形態の車両で、なおかつ狭隘な道路に慣れていないドライバーの来訪も多く見掛けられたこともあり、これらが渋滞発生の要因の1つになっているのではないかと考えております。

さて、議員からは、上高地を参考にして、登計原山村広場運動公園の駐車場にマイカーを止め、そこからシャトルバスを運行させること、また、その際に駐車料金の徴収と町内

で利用可能なクーポン券を発行すると共に、集客率向上のためにPRの強化を図ったかどうかとの提案を頂きました。

上高地では通年マイカー規制となっておりますが、松本方面からのルート为例を取ってみますと、国道158号線を利用して上高地まで30分程手前の沢渡地区からマイカー規制が始まり、マイカーは、この沢渡地区の駐車場に駐車し、ここからシャトルバスやタクシーを利用して上高地を目指すこととなります。この沢渡地区には4か所の市営駐車場で約2,000台、10か所の民間駐車場で730台程の駐車台数を確保しておりますが、当該地区には宿泊施設を利用する宿泊客もおり、長時間駐車場を利用することから、後からやってきた観光客の車両が駐車場待ちのため、国道158号線上に長蛇の列を作る状況が発生し、当該地区の駐車場を利用しない車両までもが渋滞に巻き込まれるという事態が発生しているとのことです。

ご提案の登記原山村広場運動公園の駐車場につきましては、これから迎える夏の観光シーズンには、グラウンド等の利用者が急増する時期と重なることから、いわゆるパークアンドバスライド用に確保出来る駐車区画は殆どない状況と想定されます。

また、町内では西東京バスが路線バスを運行しておりますが、現在でもハイシーズンには他の事業所から応援の車両を持ち込んで増便対応している状況であり、仮にマイカー規制を行った場合、更に多くの乗客を乗車させることが出来るのか疑問であります。実際、上高地の場合は、ピーク時にはバスの乗車待ちが1時間ということもあるようです。

上高地のマイカー規制が始まった背景には、渋滞の問題と渋滞の激しさに比例し、増加する自動車からの排気ガス問題による環境保護の側面もあったとのことです。このため規制に当たっては地元自治体のほか、当時の環境庁及び警察が中心となって規制が進められました。

町といたしましては、地元の自治会である日原保勝会、警察、西東京バス、そして、道路管理者である東京都西多摩建設事務所等の関係機関と密接な連携を図り、これまでも渋滞対策に取り組んでまいりました。具体的には、バス運行に関して道路がより狭隘になり、渋滞が発生しやすくなる終点の鍾乳洞バス停までの運行ではなく、手前の東日原バス停折り返しの運行にすることについて、従前はお盆休み期間だけであったものを昨年は8月10日から8月31日まで期間延長したことや、違法駐車を抑止や交通事故防止の観点から警察及び西多摩建設事務所にもパトロールを行っていただくなどの対応を図ってまいりました。

議員から提案のありましたマイカー規制につきましては、先程申し上げた課題等が複数あり、現実的にはなかなか難しいものと認識しております。今後も地元住民の理解を得な

がら関係機関と連携を図り、PRの強化も図りながら、安全で快適な日原観光に資するよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、都道 204 号線日原街道を熟知している自治会の方の協力のもと、東京都に渋滞を引き起こすボトルネック箇所の道路拡張を要請し、すれ違い可能にして緩和を図ることについてですが、都道 204 号線日原街道は、西多摩建設事務所が管理する都内で最も北に位置する都道で、国道 411 号線の日原街道入口交差点から日原鍾乳洞先の林道小川谷線に接続する延長 10.8 km、起終点間の標高差約 300mの都道で、日原川に沿って狭隘で急峻な V 字溪谷の斜面を切り開き整備された道路であり、現在、大沢地内におきまして部分的に 2 車線道路に改修が進められておりますが、その大部分が 1 車線のボトルネック箇所が多く点在する山岳道路であります。

この都道 204 号線を利用する日原地域は、日原鍾乳洞を中心とした奥多摩観光の核をなす地域で、年間 10 万人を超える観光客が訪れており、森田議員が申されますように観光シーズンには、ボトルネック箇所が渋滞の要因となって、行楽の車のすれ違いによる交通渋滞が度々発生し、緊急車両の通行や路線バスの運行に支障を来している状況であります。そのため春のゴールデンウィークや夏休み期間、また、秋の紅葉シーズンなど、観光ハイシーズンには、地元地域の皆様に交通整理を行っていただき、渋滞の解消、或いは道路機能の確保にご尽力、ご協力を頂いているところでございます。

町では地域からの要望に基づき、毎年、都道の管理者である西多摩建設事務所に対し、都道 204 号線日原街道のボトルネック解消のための拡幅整備や安全確保のための斜面对策など、道路機能の向上や安全対策について継続して整備要望を行っております。

町からの整備要望に対して西多摩建設事務所からは、都道 204 号線日原街道の全線 2 車線化の早期の実施は困難であるが、ボトルネック解消のための待避所の設置については検討すべき課題であると捉えている旨の回答を頂いているところであります。

町といたしましては、地域住民の利便性の向上、或いは観光客の安全確保を早期に実現するため、引き続き地元地域の皆様と連携しながら、東京都西多摩建設事務所、奥多摩町建設行政連絡会におきまして都道 204 号線日原街道の拡幅整備について継続して整備要望を行うと共に、東京都町村会並びに東京都町村議会議長会合同による東京都予算編成に対する要望におきましても、災害時の孤立防止を図る観点から、新規バイパス道路の建設も視野に入れた整備要望を行っております。

今後も都道 204 号線日原街道の整備促進に向けた取組並びに働きかけを積極的に行ってまいります。

○議長（高橋 邦男君） 森田紀子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） ご答弁どうもありがとうございました。

マイカー規制の件、難しいとのこと、やはり奥多摩町自体に駐車場が少ないという問題もございますし、その点に関しては、やはり難しいということは了解いたしました。この中で何か一つでも出来る対策があったら実用化していただきたいと思えます。

また、都道のボトルネックの拡張に関して、西多摩建設事務所、また、東京都のほうに要請していただきましてありがとうございます。先日も自治会の方にお話を伺いに行きまして、先程町長もおっしゃっていたように、全線を拡張する必要はなく、ボトルネックのところだけ拡張していただければ、本当にスムーズに行くというお話を聞きました。ぜひ実現していただけたらと思えます。

それで、再質問なんですけれども、すみません、再質問のまず結論を先に述べさせていただきます。観光立町を標榜している奥多摩町の今後の観光の未来図をぜひお聞かせいただけたらと思っております。その理由としては、6月1日から旅行者等による観光目的の外国人の新規入国が始まりました。また、折しも7月23日、日原のねねんぼうが再オープンし、6月1日からは「沿線まるごと旅行会社」がオープンしました。それらを踏まえて、今後の奥多摩の観光の活性化をどのように思い描いているのか、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 質問ありがとうございます。

未来図というふうな形になると、相当壮大なことかなというふうに思っていますが、やはり今の足元をどうやって固めていくかということになるかと思えます。

活性化というところに一番ポイントがあると思えますが、従来、昭和33年に完成された奥多摩湖、ここを先輩諸氏が築いてきた奥多摩町を守ってきた歴史がこの奥多摩町を支えてきたわけですが、この時代になってやはり新しいIターン組、事業家の皆さんが加わって、新たな奥多摩観光の展開が今ちょうどI N Gの状態だと思います。そういう諸先輩とそれから新しい住民の方が同じ事業をするということじゃなくて、精神的にコラボレーションしていかないと私はいけないのかなというふうに思っています。

ですから、当然のことながら観光協会皆様も新しい事業者さんも観光協会に入会していただいて、いろんな情報公開をここでやっとなさってこ出来るような状況になりつつあります。そういうふうな中で、お互いに意見交換をしながら、まさしく未来図を描いていか

なくちゃいけない。そして、私ども行政としても、それをしっかりと支えて、やはり起点になるところを作っていくということかと思いますが、今、その起点がいろんなところにあるんですね。その起点をどうやって形にしてまとめていくか。もちろん個々の事業推進は事業推進ですけれども、奥多摩全体としてランドデザインを描いていくことが大変だと思いますし、水と緑とこの自然の中でそこを利用するしか正直言って方法はないと思います。山を崩すわけにはいきませんので、この大切な山を我々は守っていかなくてはいけない。そこをやはり基本に置いて考えていきたいというふうに思っています。

非常に抽象的な表現で恐縮ですけれども、特にこのコロナ禍の2年間で感じたのは、そういう人と人との顔を合わせた会話が出来なかったことが若干いろんな意味で進捗に支障を来しているんだなということを感じましたので、これからも事業者皆さんや観光協会の皆さんにいろんな問いかけをしたり、ご示唆を頂きながら、町としてもどういうふうな形で進んでいけるか、支援していけるかを考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 森田議員、いかがですか。

○2番（森田 紀子君） 再質問のご答弁ありがとうございました。やはり町長が考えていらっしゃるその思いが全てを固めていくと思っておりますので、どうぞ奥多摩町の今後の発展のため、今、人口も減ってきていますので、ぜひ実現していただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、10番、宮野亨議員。

〔10番 宮野 亨君 登壇〕

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野亨でございます。

通告に従いまして、3件一般質問をさせていただきます。

高齢化社会を迎える町の今後について。

町には過疎の状況及び将来人口推計表があり、2000年には生産年齢で人口58.9%、老年人口31.5%から2020年には逆転し、老年人口52.4%、更に2040年の老年人口は61.4%と予測されている。町では現在、若者定住化対策事業に大きな予算を投じ、一定の効果をj得ています。

私としては、老年人口の中の元気な高齢者作りが必要と考え、町村議員発表会で述べた

理想の人生の終わり方である「最後まで元気に ピンピンコロリ」を目指して健康づくりにあらゆる手段を投じるべきと思います。

令和3年第3回定例会でも、皆で支え合うコンパクトシティを提案し、高齢者への福祉サービスも重要課題と認識しているとの回答を得ています。

そこで、ひとり暮らしを含む高齢者の方々に、どのようにしたらもっと元気になっていただけるかという観点から質問いたします。

元気な高齢者同士が集えて住める集合住宅、または高齢者向けシェアハウスの建設を望みます。この集合住宅は、高齢者のひとり暮らしへの不安解消、巡回による負担を軽減し、医療提供の充実を図る、また、住民同士が相互に気を配ることで交流が生まれ、ストレス軽減や刺激を得たりすることが可能である。ゆえに、認知症予防や健康維持が見込まれ、孤独死といった問題・課題の解決に繋げることが出来るのではないのでしょうかと思います。

高齢者シェアハウスとは、複数人数の単身世帯の高齢者が共同生活を送る住まいのことであり、自立して生活出来る人向けの物件が中心であります。この集合住宅、またシェアハウスは、奥多摩の地域性に合った安心・安全な地域に建設していただき、なお敷地内には、簡単な畑ですが、作物等を作れる場所や共同販売や共同加工出来る多目的スペースも併設し、住民の活力になる場所作りを目指してほしいです。また、町所有の空家を活用し、高齢者向け集合住宅、シェアハウスに改装し、活用することも可能ではないでしょうか。町のご所見を伺います。

続いて、超高齢化社会を迎えるに当たり、町内で使える町独自のポイント、または地域通貨の制度（わさpoint）の導入を。

高齢化社会を迎える今後について、先程言いましたが、ひとり暮らしを含む高齢者の方々にどのようにしたらもっと元気になっていただけるかという観点から、町内で使える町独自のポイント、または地域通貨の制度、もう一度言います。わさpointの導入を願います。

貯めるポイントは、治助ジャガイモ事業、畑を作ってジャガイモを収穫する事業やボランティア活動への参加したことにポイントをつける、町内のイベントや行事への参加point、健康を維持するために介護保険だとかいろいろ払っている人、病気にならないがため一生懸命体操してるぞ、ポイントをつけてあげるともっと良いのかなと思います。

使用ポイントは、高齢者の通院、買物の移動手段であるボランティア車の移動等、町内での飲食や買物等、事例として埼玉県深谷市では、ネギー、健康マイレージ事業等に活用し、地域通貨単位1ネギー、これ1円に換算です。また、西伊豆町では、サンセットコン

トして町内の経済循環等に活用、ここでは地域通貨単位は1ユーヒ1円換算です。など、その他多くの自治体で導入をしています。そこで、町のご所見を伺います。

3点目です。コロナ禍・物価高からの町民と事業者支援について。

長引くコロナ禍で、町民の疲弊が続く中、ロシアのウクライナ侵攻により、原油をはじめとするエネルギー価格や食料品などが高騰し、更に急激な円安が追い打ちをかけ、国民生活や中小・小規模事業、農漁業などに幅広く影響を及ぼしていることから、公明党は、令和4年3月28日、政府に対し、物価高騰から国民生活を守る新たな経済対策に向けた緊急提言を行いました。

しかし、その後もウクライナ情勢は長期化の様相を呈しており、今後の推移によっては日本経済が戦後最大の危機に陥りかねないとの認識のもと、公明党はネットワーク力を駆使し、全国で総点検活動を展開した。国民や中小企業などの声をしっかりと受け止め、地域の実情に応じたきめ細やかな対策を講ずる必要があることから、4月14日、緊急提言第2弾として取りまとめ、岸田総理に示し、4月28日の閣議において原油価格・物価高騰等総合緊急対策が決定されました。

以下、質問いたします。

①コロナ禍に伴うこれまで実施されてきた個人・世帯向け、事業者向けへの支援状況とその支援による成果はどのような状況でしたか。

②地方創生臨時交付金の使い道について生活困窮者の生活支援策としてプレミアム商品券の発行をしていただけませんか。発行してはどうか。町のご所見を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時25分から再開いたします。

午後3時10分休憩

午後3時25分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、宮野亨議員の一般質問に対する答弁から行います。師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10番、宮野亨議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、高齢化社会を迎える町の今後についてですが、宮野議員からは、令和3年9月の第3回町議会定例会におきまして安心・安全な新しいまちづくりについてのご質問、奥多摩に合ったコンパクトシティのご提言を頂き、その答弁の中で、多くの高齢者が生活している当町におきましては、高齢者への福祉サービスを提供する観点からも重要な課題の1つとして認識しておりますが、活用出来る土地等の少なさから、実現に至るまでには厳しいハードルがございますと、私の考えを申し上げたところであります。

議員ご指摘のとおり、今後も当町の高齢化率は増加が継続する推計であります。令和3年3月の奥多摩町地域保健福祉計画の策定、令和3年度から令和7年度までの5か年計画の際に、16歳以上の町民の方から1,500名を無作為抽出し実施した奥多摩町の地域保健福祉等に関する調査、回答は535人で、回答率は35.7%でした。において「活力のある地域づくりに必要なこと」を質問したところ、「一人でも安心して暮らせる環境を整える」との回答が一番多く、44.3%、その他「在宅福祉サービスを充実させる（ホームヘルパーの派遣やデイサービスの拡充など）」が22.6%の回答の一方、「高齢者向けの住宅の整備や住宅改造を支援する」は12.7%の回答であり、そのほか本調査では、福祉全般のこと、地域の助け合いやボランティア活動のこと、福祉のまちづくりなど、多岐にわたる項目で住民の方のニーズを把握のうえ、地域保健福祉計画検討協議会で審議を行い、その中の基本政策の1つとして「地域で見守る体制づくり」を掲げたところであります。

議員からは、町所有の空家の活用も含め、複数の単身世帯の高齢者が共同生活を送る住まい、高齢者向け集合住宅・シェアハウスの整備についてご提言を頂いたところであります。町といたしましては、ご説明いたしました地域保健福祉計画を踏まえ、引き続き在宅福祉サービスの充実を図ると共に、来年度令和5年度に策定する第9期介護保険事業計画において改めて高齢者の方のニーズを把握した上で、国の求める高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を踏まえ、当町における高齢者の保健事業並びに介護予防事業の再編・拡充を図ってまいります。

次に、「超高齢化社会を迎えるに当たり、町内で使える町独自のポイント、または地域通貨の制度（わさポイント）の導入を」についてですが、当町のように自主財源が少ない小規模自治体において新たに事業を創設するには、国や都からの財源の確保が必要となります。

議員ご提案の元気な高齢者作りとしての町独自のポイント、または地域通貨制度の創設には、高齢者施策に活用出来る補助制度として介護保険制度における地域支援事業交付金、若しくは東京都では高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金がありますが、他の補助制

度と同様に、これらの交付金・補助金共に限度額があります。

議員からは平成 27 年 12 月の第 4 回町議会定例会で、高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度の導入についての一般質問を頂き、町として国の介護保険法の改正による新たな介護予防・日常生活支援総合事業と一体的かつ総合的に事業内容や制度設計の検討を行うと、当時の河村町長がご答弁を申し上げたところであります。

その後、事業内容等の検討、また、現時点においても当町における総合事業を包含する国制度の地域支援事業交付金は、事業費が限度額を超過している状況であり、一方、都制度の高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金は、限度額は超過していないものの、本補助金を充当している高齢者緊急通報・火災安全システム事業、福祉ワゴン車運行事業、見守り相談事業や老人クラブ助成事業など、各種事業の執行状況によっては限度額を超過する可能性もあり、新たな事業を創設することは難しい状況であります。

議員ご提言の「最後まで元気に」を実現出来るよう、町といたしましては、先程ご説明したとおり、国の求める高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を踏まえ、3年に一度の介護保険事業計画の改定ごとに各種事業の見直し、拡充を図ることで高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続出来るよう、引き続き支援をしてまいります。

次に、コロナ禍・物価高からの町民と事業者支援についてお答えいたします。

1 点目の「コロナ禍に伴うこれまで実施されてきた個人・世帯向け、事業者向けへの支援状況と、その支援による成果はどのような状況か」についてですが、令和 2 年度以降、国では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする各種の予算措置を講じており、町におきましても国、都からの補助金等を活用して町民、事業者向けに様々な支援を行っておりますが、その内容は多岐にわたりますので、主だった支援状況等についてご説明をいたします。

まず個人、世帯向けですが、令和 2 年度早々に家計への支援を行うために特別定額給付金給付事業を実施いたしました。国の制度では 1 人 10 万円ですが、町では町議会からご要望を頂き、町独自の制度として 1 人 2 万円を加算いたしました。総額では 6 億 132 万円を給付し、全体の 99%を超える方々の家計支援を行いました。

次に、地域応援券事業でございますが、こちらは全町民を対象として町内に事業所を置く商店等で、一定期間使用出来る商品券を 1 人 1 冊 1 万 5,000 円分交付したもので、令和 2 年度及び令和 3 年度に実施いたしました。2 か年の事業費総額は 1 億 5,171 万円で、本事業は、個人、世帯向けではありながら、事業者にとりましても収入増に繋がるものであり、地域経済の好循環に寄与したものと考えております。

次に、子育て世帯向けですが、令和2年度に特例給付を除く児童手当を受給する子育て世帯に対し、児童1人につき1万円の臨時特別給付金事業を実施し、209世帯の児童377人に総額377万円を給付いたしました。

また、令和3年度においては、子育て世帯臨時特別給付金事業として、児童1人につき10万円、269世帯の児童432人に総額4,320万円を給付したほか、ひとり親世帯以外の世帯に対しては、児童1人につき5万円、17世帯の児童43名に総額215万円を給付いたしました。また、新たに住民税非課税世帯等につきましては、1世帯あたり10万円を給付する臨時特別給付金事業を実施し、949世帯に総額9,490万円を給付しております。

更に、令和4年度においても住民税非課税世帯等に対する給付金を予算計上した一方、国の更なる緊急対策分については、この第2回町議会定例会に子育て世帯分は総額350万円、住民税非課税世帯分は総額1,000万円の補正予算を提出し、先日10日の本会議でご決定を頂いたところであり、引き続き支援を継続してまいります。

次に、事業者向けですが、事業継続応援金事業においては、令和2年度では1事業者当たり10万円の給付額とし、総額で1,860万円を給付いたしました。

また、令和3年度では、個人事業主は一律20万円、法人は資本金などの額及び町内従業員数を基準として30万円から60万円の給付額とし、総額で5,220万円を給付し、事業の継続を支援いたしました。

このほかにも感染拡大時も開所し、児童の保育等を継続して行った保育施設従事者に対する慰労金の支給や外出自粛等の影響により、事業収入が大幅減となった路線バス事業者に対して事業継続のための補助金を交付するなど、各種の支援を行っておりますが、いずれの支援につきましても町民の家計支援、或いは事業者の事業継続に繋がったものと考えております。

最後に、2点目の地方創生臨時交付金の使い道について生活困窮者の生活支援策としてプレミアム商品券の発行をしてはどうかについてお答えをいたします。

コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じ、きめ細やかに実施出来るようコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分としての新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付が決まりましたが、各自治体では、この臨時交付金を活用するに当たって国に対し、実施計画を提出する必要があるとございます。

今回交付される臨時交付金については、原油価格・物価高騰対策として交付されるものでありますので、この物価高騰などの影響を受けている生活者や事業者の負担軽減が図ら

れる取組を行う必要があると考えております。

今回、議員からは、生活困窮者の生活支援策としてプレミアム商品券の発行をしてはどうかのご提案を頂きました。町では令和元年度に国庫補助金を活用し、低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアムつき商品券発行事業を実施いたしましたが、対象者 1,600 人に対し、購入者が 150 人、率にして 9.4%となり、同事業を実施した他の自治体と同様、低調に終わった経緯がございます。

この理由といたしましては、プレミアムつきではありますが、一旦お金を出して商品券を購入する方法が制度の対象となった世帯の方々には、それなりの負担になったのではないかと推測されております。このため令和 2 年度、令和 3 年度に交付された地方創生臨時交付金の活用としては、対象者を限定せずに全住民を対象に、地域応援券交付事業を実施いたしました。更には、コロナ禍において経営に影響を受けている町内の中小企業者及び個人事業主に対し、事業の継続を応援する事業継続応援金給付事業を実施し、事業者支援にも取り組んだところであります。

先程の小山辰美議員の一般質問の答弁と重複いたしますが、昨今の原油価格や物価の高騰などにより、住民をはじめ、町内事業者の皆様にあっては、依然として厳しい環境が続いておりますので、国や東京都の各種支援策等の動向に注視しつつ、町内の実情に応じた原油価格や物価高騰対策が図れるよう検討してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（高橋 邦男君） 宮野亨議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10 番（宮野 亨君） これ再質問じゃなく要望になってしまいますけども、本当これから交付金が少しあって町民の方に渡せるとしても、このタイミングが時代の流れを図るのが非常に難しいポイントかなと思いますんで、それで先程言われたように、プレミアム商品券だとちょっと伝わりがなかったんで、そこは地域応援券という形で、もれなく皆さんに満足のいく形で渡れば良いなというふうに思いますので、そのところをちょっと骨折っていただくと。まだちょっとこの情勢が読めないんで、町民の方はいろんな立場で苦しむことになるんじゃないかと思っているんで、良いタイミングでやっていただきたいんです。

ある一つのところなんかだと、今までの既成の蛍光灯を LED に替えるだけでも、お年寄りが替えるだけでも、それにポイントが付くと。省エネに繋がるから、そういうところにポイントを付けてあげてというふうな話もございました。いろんな工夫をしてやっていただければと思います。

あと、今まで生活困窮者なんかの人にはお知らせするのはペーパーで、だけどデジタルでやるとすごく簡単で早いですよね。ただし、ペーパーだとデジタルに比べて 25%の経費の差が出てくると。それでもデジタル中心から生活困窮者に対してペーパーで 25%の差はあるけども、やっていただける、ペーパーレス、差額についても東京都は見るというふうに私聞きましたんで、ぜひもれなく皆さんに行き渡るようにしていただくという形の要望というふうな形になってしまいますが、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、10 番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、6 番、大澤由香里議員。

〔6 番 大澤由香里君 登壇〕

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

私からは、2 点質問させていただきます。

まず最初に、加齢性難聴者への支援についてお伺いします。

2019 年の第 3 回定例会において加齢性難聴者への補聴器助成を求めて質問させていただきました。あれから 2 年半以上経ち、コロナ禍の影響もあり、ますます難聴に関連する声が増えています。町長もかわりましたし、改めて質問させていただきます。

町民の声を以前もご紹介しましたが、相変わらず多いのは「家族が難聴になり、何回も聞き返してくる。お互いにいらいらしてきて喧嘩になる」といった声です。会話をしているうちはまだいいのですが、そのうち会話することを諦めるという方もいます。「人と話すのが嫌になり、病院と買物以外は出かけなくなった」「テレビは大音量にしないと聞こえない。家族にうるさいと言われテレビも余り見なくなった」「家族と一緒にいても孤独を感じる」という声からは、周りから疎外感を感じている様子が伺えます。そして、何とか改善しようと病院へ行ったら補聴器が必要だと言われ、その補聴器の値段を聞いて余りの高額に驚き、帰ってきたという事例が少なくありません。私のところには「補助をしてくれる自治体があると聞くが、町はやっていないのか」といったご相談が増えています。

以前質問した際には、町における加齢性難聴者の実態は、高齢者の対応部門、地域包括支援センターでも把握出来ていない現状だというご答弁でした。加齢性難聴者の把握については、高齢者と接触の機会がある保健師などの訪問活動や民生・児童委員、保健推進員などからの情報を得たり、更なる医療現場との連携を図っていくことが必要と考えていると述べられましたが、その後、積極的に把握に努められていますでしょうか。

また、補聴器購入の助成制度の導入については、区部では8区で購入補助や補聴器の支給を行っているが、都内の市町村については実施している自治体がないことや、東京都の高齢社会対策区市町村包括補助事業での補聴器支給について都から慎重な意見をもらっていること等を踏まえ、財源の確保をはじめ、公平・公正な事業として慎重に検討しなければならぬという非常に消極的な答弁でありました。

2022年6月現在、区部では当時8区であった実施自治体は16区に増え、利島村や10月から実施の決まっている三鷹市を入れると、東京では18自治体、全国では、これから実施される自治体を含めて、分かっているだけでも75自治体にも広がっています。

幾つかの自治体の例を紹介します。長野県木曾町では、65歳以上の町民に所得制限なしで補聴器購入に購入費の2分の1以内で上限3万円の補助をしています。長野県では南箕輪町、中川村、松川村にも広がっていますが、中川村では購入費の2分の1以内で10万円を限度として助成しています。

東京都港区では、この4月から区内の60歳以上の方を対象に、住民税非課税の方は上限13万7,000円、課税の方は6万8,500円を助成するという、全国でもトップレベルの助成制度をはじめました。

静岡県長泉町でも65歳以上の町民の両耳または片耳の聴力が41デシベル以上の方に、両耳の方には購入費の2分の1以内で上限8万円、片耳の方には購入費の2分の1以内で上限4万円の助成をしています。

また、東京都江東区では、所得制限はありますが、現物支給か購入費の助成、上限3万円ですが、のどちらかを選べます。

東京都千代田区では、2020年4月から助成額がそれまでの上限2万5,000円から5万円に倍加しました。また、これまでは助成は1回だけでしたが、昨年4月からは助成決定から5年経過した人は、再度申請出来るようになったそうです。

東京都の新宿区、新潟県の加茂市、阿賀野市、三条市、見附市、聖籠町、長野県の木曾町、南木曾町などでも補聴器の耐用年数が約5年である、耳の状態が変わる場合があるなどとして、最初の交付後5年を過ぎれば再度申請可能となっています。

現物支給であったり、購入費補助であったり、また、条件についても自治体によって様々ではありますが、どの自治体も難聴に苦しむ高齢者とその家族の声に応えた制度導入であり、住民から非常に喜ばれているとのことでした。

補聴器の普及で、難聴になっても心身とも健やかに過ごすことが出来、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にも繋がります。高齢化の進んでいる奥多摩町と

しても増えていると思われる加齢性難聴者の困難や苦しみに寄り添い、補聴器購入助成を導入すべきではないかと考えます。

補聴器購入助成について前町長は非常に消極的な姿勢でありましたが、師岡町長はどうか考えておられるのか、また、加齢性難聴者の苦しみについてどう受け止め、高齢者の聞こえに対する公的支援について積極的な対策を行う考えがあるのか、お聞かせください。

次に、河川の観光利用事業者について質問します。2017年9月の第3回定例会及び2018年6月の第2回定例会において質問させていただきましたが、また新たなご意見が寄せられましたので、お伺いいたします。

1つ目として、現在、町は、三ツ釜の滝でキャニオニングをやっている業者に対して、園地手前の町の土地を駐車場として貸出しているかと思えます。町としては園地の車をとめるスペースがいっぱいになって、一般車両とのトラブル回避のために提供したのだと思われそうですが、どうも業者にとっては、お墨付きをもらったと履き違えて、専用駐車場のよう態度を取っているというようなご意見が寄せられました。排他的な利用を促進するような駐車場利用契約であれば見直す必要があると思えますが、契約としてはどのような内容なのか、お聞かせください。

2つ目として、園地手前の川に下りる部分に勝手に階段を作っているという情報も寄せられました。基本的に河川は河川法により、水利権を除き、何人も使用することが出来ませんが、申請のない土地の形状変更は禁止されているかと思えます。町は許可していますでしょうか。

3つ目として、現在、川下り事業者組合のキャニオニング部会で自主ルールを作っていると聞きましたが、その中身は、自治会も含めて各関係機関が認められるものでなければなりません。町が承認することはもちろん、町民、特に地元自治会の住民には周知させるべきだと思いますが、町の見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、大澤由香里議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、加齢性難聴者への支援についてですが、大澤議員からは令和元年9月の第3回町議会定例会において「加齢性難聴者への補聴器助成を」との内容でご質問頂き、当時の河村町長がご答弁を申し上げております。

今回、議員ご質問のうち、まず、その後、加齢性難聴者の積極的な把握についてですが、令和2年、3年と新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、町といたしましてはまず

第一に、感染予防、感染拡大防止対策に当たらざるを得ない状況下であったこと、感染予防の観点から民生・児童委員、保健推進員などが訪問を控える状況であったこと、また、医療現場においては、受診控えもある中、町内の加齢性難聴者の方を十分に把握出来る状況ではありませんでしたことをご理解頂きたく存じます。

その一方で、今年度は、国のまん延防止等重点措置は解除され、東京都のリバウンド警戒期間も解除されたことから、福祉保健課所管の訪問・相談事業をはじめ、各種事業について感染予防対策を徹底の上、再開、継続する中で、難聴が認知症の危険因子の1つであることを受け、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動などの取り組みが認知機能低下の予防に繋がる可能性が高いことを踏まえ、住民全体の運営によるサロンや体操教室の開催など、地域の実情に応じた取り組みを引き続き推進いたします。

また、今後は、認知症の理解を深めるための交流の場である認知症カフェをオレンジカフェとして認知症の家族介護者の会である「フリーズアの会」のご協力を頂きながら継続して開催することから、このオレンジカフェのほか、様々な機会を通じて加齢性難聴の方の実態を把握してまいります。

次に、高齢者の聞こえに対する公的支援について積極的な対策を行う考えがあるのかについてですが、現在、東京都福祉保健局所管の高齢社会対策区市町村包括補助事業を活用して事業化している自治体もあることから、当町においても限りある財源の中、また、当該包括補助は、区市町村の取組状況に応じたポイント制による補助目途額があり、この都補助を活用した既存の高齢者緊急通報・火災安全システム事業、福祉ワゴン運行事業、見守り相談事業や老人クラブ助成事業などの各種事業の継続も図る必要がございます。

このため来年度令和5年度末に策定する第9期介護保険事業計画の前段として実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において加齢性難聴の実態を把握すると共に、当町の次期地域高齢者支援計画を協議する介護保険運営協議会において住民の代表や専門家、関係団体の代表の方のご意見を伺い、町として高齢者に対する補聴器購入補助制度を事業化する場合は、財源を確保の上、その継続性も十分担保した上で、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、河川の観光利用事業者についてですが、町を訪れる多くの観光客は、奥多摩の豊かな自然環境の中で、キャンプや登山、ハイキングなどのアウトドアレジャーを楽しまれますと共に、近年では、河川や滝を利用したラフティング、キャニオニング、シャワークライミングといった新たなリバーアクティビティを楽しむ姿が見受けられるようになりました。

ご質問の1点目、海沢園地手前の町の土地を駐車場として貸出していることについて、契約としてはどのような内容なのかについてですが、海沢園地手前の海沢 1,268 番地の町有地について、三ツ釜の滝周辺で事業を実施している多摩川川下り事業者組合キャニオニング会所属の3事業者が共用の駐車場として使用したいと、ワンピースインク株式会社・スプラッシュ東京が代表申請者となり、令和4年4月27日付で町有財産土地使用許可申請書の提出がございました。

申請内容といたしましては、令和4年4月29日から令和4年11月30日までの間、申請された町有地の一部を駐車場として最大8台分使用するものであります。申請地については、東京都が管理する海沢林道川側に位置している更地の部分であり、町として当面の活用の予定がないことから、4月28日付で料金を設定の上、駐車場としての使用を許可しております。

許可内容といたしましては、使用目的以外に使用しないこと、使用物件及び権利を第三者に転貸、譲渡しないこと、使用期間が満了した場合等は、使用物件を原状回復し返還することなど、他の駐車場を貸し出す場合と同様に基本的な許可条件を付しております。

なお、今回の申請に当たり、観光産業課に経緯を確認したところ、昨年夏の観光産業課におけるパトロール時に、海沢園地周辺の林道脇でキャニオニング事業における送迎車両が多数駐車されていた状況を確認したことから、山岳事故や山林火災など有事の際に緊急車両の通行に支障を来す恐れがあったため、令和4年4月1日に行われた町と多摩川川下り事業者組合に加入する町内事業者との話し合いの中で、現在活用されていない園地近くの町有地を事業用の駐車場として使用したらどうかとの提案を町側から行い、今回の申請に至ったとのことであります。

次に、質問2点目、「園地手前の川に降りる部分の階段の設置について町は許可していますでしょうか」についてですが、ご質問にございました階段の設置につきましては、観光産業課及び河川管理担当である環境整備課へ現地確認を行うよう指示をし、林道から河川へ降りるための木製の階段2基が設置されていることを確認しております。階段を設置した者の調査につきましては、観光産業課から多摩川川下り事業者組合へ確認を行ったところ、同組合キャニオニング部会所属の事業者が土地所有者に許可を得て設置したものの回答がございましたが、現在、観光産業課において事実確認を行っているところであります。

なお、階段設置に係る河川の使用許可申請につきましては、現時点で提出されておりませんが、環境整備課において河川管理区域に当たる箇所か現在調査を行っており、調査結

果に基づき、必要な措置を講じてまいります。

最後に、ご質問の3点目、「現在、川下り事業者組合のキャニオニング部会で作成している自主ルールについて、町が承認することは勿論、町民、特に地元自治会の住民には周知させるべきだと思いますが、町の見解をお伺いします」についてですが、多摩川川下り事業組合キャニオニング部会において現在自主ルールを作成していることは、観光産業課を通じて承知しております。民間の事業者が作成している自主ルールでありますので、町が承認する権限までではないものと考えますが、自主ルールの内容につきましては、観光産業課と同部会との連絡調整体制の中で確認を行うこととしております。

また、地元自治会であります海沢自治会には、5月17日に開催された海沢自治会組長会議の席に組合役員3名で伺い、シーズンを前に挨拶をさせていただいたこと、5月20日に同組合に加入する事業者15名で、アメリカキャンプ村からネジレの滝までの区間において清掃活動を行ったことなどの報告を受けており、同地区で事業を行う事業者として地元地域の皆様にご理解を頂けるよう積極的に活動しており、自主ルールが完成した際には海沢自治会にも自治会役員の方を通じて周知を行いたいとのことであります。

町といたしましても引き続き多摩川川下り事業者組合と情報共有を行い、マナー向上が図れるように連携をしてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

補聴器助成については、まだ把握が出来ていないということで、これから把握していくということでした。来年の令和5年末の介護計画で、介護運協の方の意見を取り入れながらどうするかということを図っていくということでしたので、ぜひいろんな方のご意見を聞いて、苦しんでいる町民の方の意見も聞いて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

高齢者の補聴器助成について1点。先程紹介した東京都千代田区では、区民健診で60歳以上の聞こえない不安があると答えた人を対象に聴力検査を実施しております。難聴の早期発見を目的としたものです。高齢者が難聴を自覚出来るように、そして、町としても実態を把握するためにも健診に聴力検査を取り入れることが有効だと考えます。特定健診と後期高齢者健診の健診項目に聴力検査を加える考えがありますでしょうか。お答えください。

キャニオニングについて、住民の方がいぶかしく思うようなことがやっぱり多いということがあります。前回の3月の第1回定例議会でもキャニオニングの事業者による美術館

の駐車場利用の占有状態が問題となりました。住民から同様の苦情が後を絶たない状況です。町として事業者の占有を許していいのかが問われていると思います。

海沢に関しては8台ということでしたが、ほかの人が入れないような状況だったそうですので、出来れば、以前質問で条例を作ることは出来ないかということをお聞きしたときに出来ないというようなご答弁でしたが、町がある程度の制限や取決めを行う必要があるのではないかと思います。

早くからキャニオニングやラフティングの事業者が進出していた群馬県みなかみ町では、安全基準を設けて事業者に遵守を求めると共に、自然環境の適正利用も盛り込み、高い安全性と質を確保しつつ、自然にも配慮した先進的なアウトドアスポーツ事業を展開出来る環境を整える基本的なルールとして、「みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例」というものを制定しています。ここで言うアウトドアスポーツとは、「季節を問わず、山、河川、湖など自然の中で自然の恵みを享受し、自然と触れ合いながら行うレクリエーション及びスポーツを言う」とあります。河川利用に限らず、キャンプや山登りにも適用されると思います。同様の観光客が多い奥多摩町でも、こういう条例を作ってはいかがでしょうか。

みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例の前文の一部を紹介します。「みなかみ町は、広大な森林や谷川岳に象徴される多くの山々、清らかに流れ行く利根川や赤谷川など豊かな自然に恵まれ、美しい景観を有しており、アウトドアスポーツ活動に適した地域である。自然との触れ合いを求め、アウトドアスポーツを体験する多くの人々が訪れるようになり、アウトドアスポーツは、みなかみ町の活性化及び魅力ある地域づくりに大きく貢献している」。中略して、「一方、アウトドアスポーツは、時として自然環境や地域住民の生活、産業活動などへ負の影響を及ぼす面があり、また、常に危険が伴うことから、これらに対する取組が求められている。ここに、自然環境を保全し、アウトドアスポーツを安全に楽しめる環境を整え、地域住民の生活との協調及び関連する産業の活性化を図ると共に、アウトドアスポーツの振興に取り組むため、この条例を制定する」。以上です。ぜひ奥多摩町でも、こうした条例を作っていただきたいと思います。見解をお聞かせください。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 6番、大澤議員の再質問のうち、1点目、加齢性難聴に係る部分で健診等で把握をされる考えがあるかのご質問を受けたところでございます。

町長の答弁の中では、次の介護保険事業計画の中のニーズ調査の中でとご答弁申し上げたところでございますが、現在の事業計画の際のニーズ調査の項目では、「現在治療中、または後遺症のある病気はありますか」ということの中で、耳の病気という形で5.5%の

方、全体で 1,436 名の方の回答の中の 5.5%ですので、約 72 名の方が耳の病気があるという形でご回答されております。

ただ、病気という形でございますので、加齢性の難聴という部分で把握しますと、恐らくそれ以上の方々からの回答が得られるのは予測が出来るところでございますので、次の介護保険事業計画の際のニーズ調査の中では、具体的に加齢性難聴というような文言も加えて把握したいというふうに考えているところであります。

一方で、議員再質問も健診の中でというところでございますけれども、各医療機関の聴力の検査の設備等も場合によっては整備もしなければならない状況等もあろうかと思えますので、今後、町医師会と協議をいたしまして検討したいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 6 番、大澤議員からの再質問の 2 点目にお答えをさせていただきます。

リバーアクティビティ、キャニオニングやシャワークライミングというようところが事業者さんが多く入ってきているというのが事実でございます。町といたしましても第 5 期長期総合計画の第 4 章の中で、第 1 節住民が元気になる交流観光づくりの中でも、アウトドアスポーツの部分、活動の拡充ということで、リバーアクティビティの事業の推進をということで展開をしている状況です。

その中での問題・課題という中でも安全性の確保、対策の充実に努めるというようなところもございます。当然、河川はどなたでも利用出来るという条件もございます。また、林道は、林業をする方とかが使う林道という状況とかもありますので、ご指摘頂いているような苦情というところは、多くはありませんが、町のほうにも入ってきている状況でございます。そんな中で、先程お話がありました美術館の駐車場、障害者の方が障害展をやっているときに停められなかったというようなお話も頂いておりました。

本年 4 月 1 日に、コロナ禍でこの 2 年は出来なかったんですけれども、シーズンが始まる前に、観光産業課と多摩川川下り事業者組合に加入する町内事業者との打合せを持たせていただきました。その中でもその美術館の駐車場の問題もお話をさせていただき、注意するようにということを町からもお話をさせていただいておりますし、また、林道の車の通行についても以前お話がございましたので、その辺りの事実確認等も含めて十分注意するようにということをお話をしたところ、海沢の地区を活用して事業を展開する事業者としてもルールを守って今後の事業を続けていきたいという中での今回の自主ルールの策定

ということで、現在は作成中ということで、案のほうは若干頂いているところでございますが、その中でも自然環境を守るだとか、林道のマナーについてだとか、様々な自主的なルールを作成して、それを事業者間皆様に周知をしながら、地元の皆様、また、住民皆様に理解を得ながら事業を展開していきたいということでお話を伺っております。ある意味、一歩前進というところまで行くかどうか分かりませんが、自主ルールを作って地元の皆様に認めていただきたいということで、先程町長の答弁にありましており清掃活動とかも自主的に参加をしていきたい。町のほうからも海沢の自治会のほうには始まる前にはしっかり挨拶をしていくようにということをお話しさせていただいております。

そのことも含めて、今後とも川下り事業者キャニオニング部会、町で事業展開する事業者の皆様とは連携を図っていきながら、また今、体制も連絡調整体制も取れておりますので、住民、観光客の皆様から苦情等があれば、その都度事実確認、組合に入っていない事業者だとか、個人的に来られる方というのもどうしてもいらっしゃいますので、その事実確認はしっかりしながら、組合に対して町も一緒になって事業が展開出来るように努めてまいりたいと考えております。

ご質問にありました条例の制定という部分で、みなかみの取組、また、条例の一部をご紹介頂きました。現時点、この条例を作るかどうかというところは、私からは具体的にはお答え出来ないところでございますが、町全体が秩父多摩甲斐国立公園に含まれておりますので、当然にして国、東京都、町、そして、事業者、更には住民皆様、この皆様で考えて作った条例ではないと、町だけで作る条例では作っただけになりかねないということもございますので、ご紹介頂いたみなかみ、ほかの地区も作っているところがあるかもしれませんけれども、そういった取組を参考にさせていただいて研究はさせていただきたいと思っております。

事業者のほうもルール等を作成しながら事業を展開していきたいということで、何回か大澤議員からは、この部分について過去にもご質問頂いて答弁をさせていただいているところで、いろいろな課題、問題があるんですが、一つ一つ町といたしましても事業者と連携を図りながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を頂ければと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 大澤議員、いかがですか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） 要望を言わせていただきます。ご答弁ありがとうございました。低収入の高齢者は、補聴器、余りにも高いので購入を諦め、聞こえないまま毎日過ごすという深刻な問題となっています。本来、補聴器の支給など加齢性難聴の支援については、

国による公的な支援を設けることが必要だと思います。ぜひ町には国に対して公的助成制度を創設するように求めていただきたいと思います。

しかし国の方針待つだけでなく、奥多摩町においても独自の支援もぜひ検討していただきたいと思います。

キャニオニングの事業者については、これからシーズンに向かいます。海沢には今5社入っていますが、新たにもう1社入ると聞きました。今、課長のお話もありましたように、個人とか、組合に入っていない方も入ってきているということで、いろんな地域住民の方と、そういう方とのトラブルもまたあるのではないかと思います。事業者と地域住民が共存していくためにも取決め内容等、出来れば条例、今、皆さんのご意見でということがあったんですが、事業者と町から住民の方交えたお話の中で条例も、先程みなかみ町のすぐくすてきな条例だと思うんです。こういう条例を作って、皆でルールを守って、自然を守って共存していこうよというところでぜひ作っていただければと思います。

先程の自主ルールは、海沢自治会の役員レベルで止まっちゃうと、一番多いのは住民の方からの苦情なんですね。役員が知っていても住民が知らないと意味ないので、回覧等で回すとか、広報、ホームページで見られるようにするとかして、町民全員が見られるような周知の方法を考えていただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、6番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問は全て終了しました。

次に、日程第3 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申出がありましたので、配布の特定事件継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第4 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで、本定例会の閉会に当たり、師岡町長より挨拶があります。師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6月議会の閉会に当たりまして一言挨拶を申し上げます。

はじめに、3月議会をお願いをさせていただきました専決処分3点、市町村総合交付金の交付決定等を含めた一般会計の補正予算、そして、町税賦課徴収条例、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の計3点につきまして専決処分をさせていただき、ここでご報告をさせていただきました。ありがとうございました。それから、また新たに今定例会では条例の一部改正3件、契約案件3件、人事案件、そして、令和4年度の一般会計補正予算等のご承認を頂きました。ありがとうございました。

また、本日11名の議員皆様から20の一般質問、各分野にわたり、示唆ある提案、質問、ご指摘を頂戴しました。今後の町政運営に検討すべき点、改善すべき点、しっかりと反映、取り組んでまいりたいと思っております。

さて、コロナ感染症対策であります。これまでの住民皆様のご協力、議員皆様のご協力に対しまして改めて感謝を申し上げたいと思います。

この1か月間、東京都の感染者数の数字も徐々にではありますが、減りつつありますけれども、この傾向がいつまで続くか、限りなくゼロというのはなかなかこれは厳しいような状況だと思っておりますが、木村議員からの一般質問にあったとおり、4回目に向けて、4回目で済めば本当に有り難いですが、いずれにしても我々の感染対策というのは気を緩めることはないということは事実でございますので、皆様にもぜひともご協力を頂きたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

さて、2年前に東京都がウイズコロナ東京かるたというのを作成して、通路にもポスターが貼ってあると思うんですが、当時、その作成についていろいろな意見もありましたけれども、この2年経った今、改めてそれを見直してみますと、なるほどねと思うこと、それから、実践中だなど、今でも実践しているよと。いや本当に我慢の連続だったようなか

るたもありますし、いろんなことを今見ますと考えさせられるところです。改めて初心に戻るといわけじゃないですけども、この標語かるたを見て、また我々がこれから出来ること、もう一回反すうしながらやっていけたらなというふうに思っています。

また、本日、昨日までとは打って変わって、気温は大したことないんでしょうけども、やっぱり湿度が上がってきて非常に不快な状況になっていると思います。感染症対策と併せて熱中症対策もこれからしっかりとやっていかななくてはいけない。各自治会住民皆様にもお願いして、その対策を、梅雨時期ではあっても熱中症があるというふうに言われていますので、その辺りも皆様にもご近所皆様にぜひお声掛けしていただいて注意を促していただければ大変有り難いと思います。そのためには議員皆様の健康が第一でありますので、この夏をしっかりと乗り切っていただければ有り難いというふうに思います。

皆様には昨年に引き続き、コロナ禍における議会運営に協力していただきまして、職員を代表して御礼を申し上げ、今定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和4年第2回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦労さまでした。

午後4時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員